

# 平成 29 年度 退職金等に関する実態調査報告書

平成 29 (2017) 年 10 月



公益財団法人  
私立大学退職金財団



# 目次

平成 29 年度退職金等に関する実態調査の報告について	1
調査の概要	2
調査結果における用語及び規模・地域の区分等	3
調査結果	5
Q 1 教職員の当財団への登録状況	6
Q 2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	7
Q 3 定年年齢	10
Q 4 (1) 定年退職後の継続雇用制度	15
(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金	18
Q 5 (1) 任期制の導入状況・(3) 任期制の導入の予定又は検討状況	19
(2) 任期制の具体的な内容	21
Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間	34
Q 7 退職金の算定方法	36
Q 8 退職金の算定基礎額	38
Q 9 退職金の支給率の基準	40
Q 10 (1) 懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給制限	42
(2) 支給済の退職金を返還請求できる規定の有無	43
Q 11 賃金(俸給月額)水準	44
Q 12 人事制度・退職金制度の改正	46
(参考) 平成 29 年度 退職金等に関する実態調査票	49



## 平成 29 年度 退職金等に関する実態調査の報告について

本調査は、当財団の定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。

平成 16 年度から毎年度実施し、今年度で 14 年目となりましたが、例年と同じく全ての維持会員（600 会員）からご回答をいただきました。私立大学等における退職金制度等の改正や実態を把握する上での貴重な情報となりました。

維持会員の皆様には、ご多忙の中調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の調査では、維持会員の退職金制度に関する基本項目に加え、3 年ぶりに「任期制の導入状況」について、また、新たに「過去 3 年間における人事制度、退職金制度の改正・変更」についてお伺いしました。

調査結果の集計に当たっては、例年どおり「教員と職員」及び「大学法人と短大法人等」に区分しております。また、一部の項目については、「入学定員規模」及び「地域」に区分して表示しているほか、5 年前の平成 24 年度又は 10 年前の平成 19 年度の調査結果と比較できるようにしています。

なお、今年度は、グラフを中心にカラー印刷とし、より見やすく、わかりやすい報告書となるように努めました。

維持会員をはじめ、学校法人等の関係者の皆様には、本報告書をご参考、ご活用いただければ幸いです。

平成 29 (2017) 年 10 月

## 調査の概要

### ○ 調査目的

学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するための調査及び研究並びに退職資金交付事業の改善・充実（定款第4条第1項第2号に定める調査研究）

### ○ 調査要領

【 調 査 対 象 】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【 調 査 対 象 数 】	600 会員（全維持会員）
【 調 査 期 間 】	平成 29 年 6 月 1 日～7 月 7 日
【 調 査 項 目 】	49 ページ参照
【 調 査 方 法 】	インターネット（一部郵送）
【 回 答 率 】	100%
【 集 計 単 位 】	維持会員数（ただし、Q1 のグラフ及び表は教職員数）

## 調査結果における用語及び規模・地域の区分等

### ○ 用語について

- (1)「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ又は表では「会員」と表記する。
- (2)「大学法人」とは、調査回答において「大学、大学院大学を設置している」とした学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」又は「医歯を除く」と表記し、医学部又は歯学部を設置している大学法人を「大学法人（医歯）」又は「医歯」と表記する。  
また、「短大法人等」とは、調査回答において「短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を設置していない）」とした学校法人とする。
- (3)「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。
- (4)「退職金」とは、退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5)「退職給与引当金」とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（勘定科目）を指す。
- (6)「退職給与引当特定資産」とは、維持会員の平成 28 年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金又はそれに該当する科目等で退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7)「ポイント制」とは、役職別の貢献度や勤続年数などの評価要素を点数化し、この点数にポイント単価を乗じて退職金額を算出する制度を指す。
- (8)「年俸制」とは、教職員に対する賃金の全部又は一部を、当該教職員の業績等に関する目標の達成度等を評価して、年単位に設定する制度を指す。

### ○ 表示について

- (1) 表及びグラフ中の構成割合（パーセント）は、小数第 2 位を四捨五入しており、その合計は必ずしも 100% になるとは限らない。また、「100%」と「0%」は、小数点以下を表記していない。
- (2) グラフ中の数値は、原則として、その中で回答割合の多いもののみを表記している。
- (3) 表のうち、過去の調査結果の部分は、黒単色で表示している。

○ 維持会員の規模区分（入学定員数）について

入学定員数	大学法人	短大法人等	合計
100人未満	18	12	30
(100人以上) 200人未満	40	40	80
(200人以上) 300人未満	56	27	83
(300人以上) 400人未満	61	11	72
(400人以上) 500人未満	49	5	54
(500人以上) 600人未満	52	3	55
* (600人以上) 800人未満	52	/	52
(800人以上) 1,000人未満	32		32
(1,000人以上) 1,500人未満	52		52
(1,500人以上) 3,000人未満	59		59
3,000人以上	30		30
その他	0	1	1
合計	501	99	600

(注) 平成 28 年度版文部科学大臣所轄学校法人一覧(公益財団法人文教協会) (以下、「学校法人一覧」という。)の大学、短期大学、高等専門学校の入学生定員を参照し、区分した(通信教育の定員は除く。ただし、\*を付した規模の中には、通信教育課程のみ設置する会員を含んでいる。)

また、平成 29 年度新設法人は、文部科学省が公開している「平成 29 年度開設予定大学等一覧」を参照している。

なお、学生募集を停止している会員は、その他に区分し、入学定員規模別の集計には含んでいない。

○ 維持会員の地域区分について

地域区分	該当都道府県	会員数
北海道	北海道	27
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	33
北関東	茨城 栃木 群馬	15
南関東	埼玉 千葉 神奈川	56
東京	東京	146
甲信越	新潟 山梨 長野	23
北陸	富山 石川 福井	11
東海	岐阜 静岡 愛知 三重	63
京都・大阪	京都 大阪	77
近畿	滋賀 兵庫 奈良 和歌山	45
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口	33
四国	徳島 香川 愛媛 高知	12
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	59

(注) 学校法人一覧の法人所在地により区分。



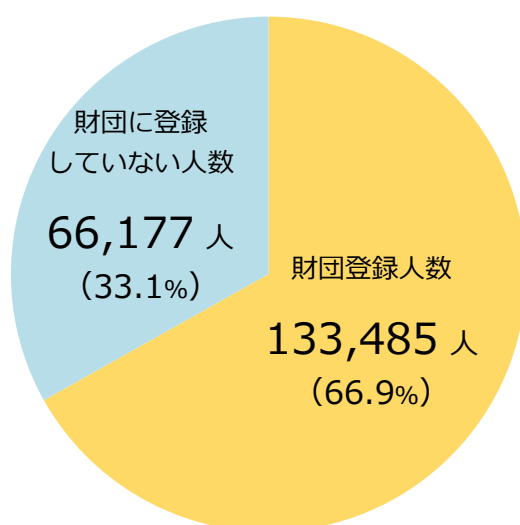
# 平成 29 年度 退職金等に関する実態調査

## 調 査 結 果

## Q1 教職員の当財団への登録状況

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金支給規程等に基づいて退職金を支給する大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教職員の人数（高校以下に所属している者を除き、休職者を含む。）は、平成29年5月1日現在199,662人で、そのうち当財団に登録している教職員数は133,485人（登録割合66.9%）だった（登録割合は昨年度と同率）。

グラフ Q1 教職員の当財団への登録状況（教職員の人数）



会員が退職金支給の対象とする教職員数 199,662人

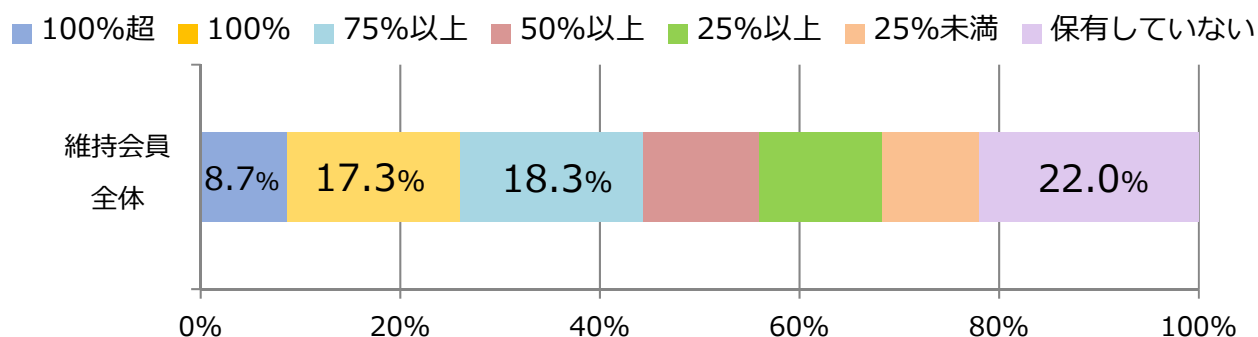
表 Q1 教職員の当財団への登録状況

区 分		教員		職員		合計（教職員）	
		人数	登録割合	人数	登録割合	人数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	62,230	94.3%	43,953	92.0%	106,183	93.3%
	財団登録者数	58,661		40,443		99,104	
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	25,617	71.4%	64,442	20.0%	90,059	34.6%
	財団登録者数	18,278		12,888		31,166	
短大法人等	退職金支給対象者数	1,954	95.4%	1,466	92.1%	3,420	94.0%
	財団登録者数	1,865		1,350		3,215	
合 計	退職金支給対象者数	89,801	87.8%	109,861	49.8%	199,662	66.9%
	財団登録者数	78,804		54,681		133,485	

## Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

平成 28 年度決算における退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、100%以上保有している会員は 156 会員 (26.0%) だった。また、保有していない会員は、132 会員 (22.0%) で、入学定員規模が 300 人未満の会員では、3 割以上が保有していないとの回答だった。

グラフ Q2-1 退職給与引当特定資産の保有割合 (会員数の割合)



グラフ Q2-2 学校法人種別ごとの退職給与引当特定資産の保有割合 (会員数の割合)

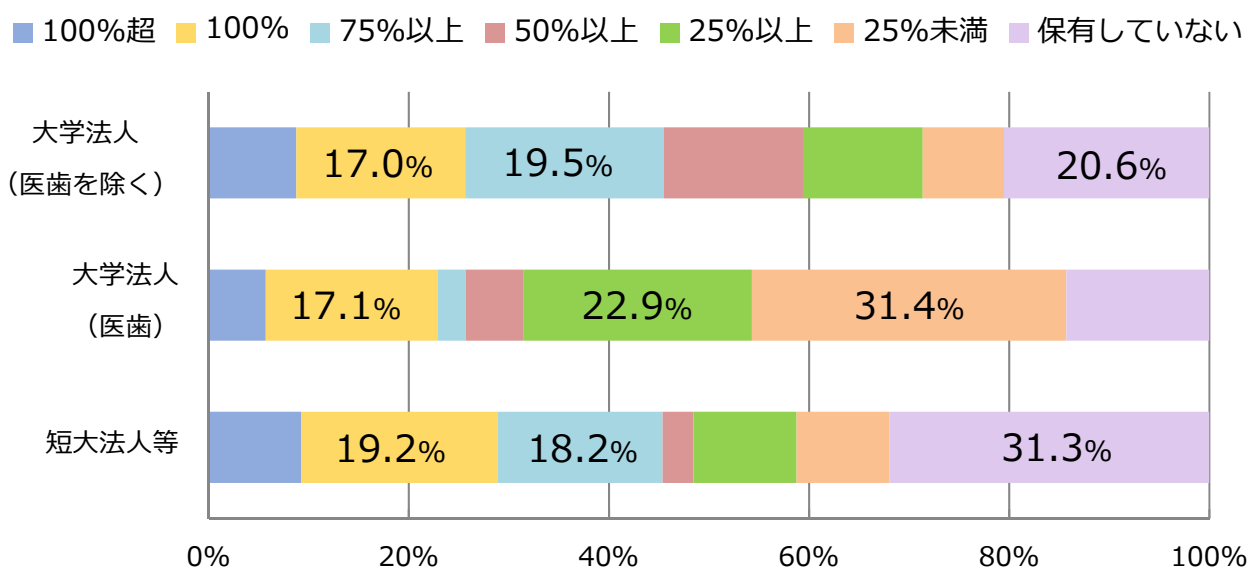


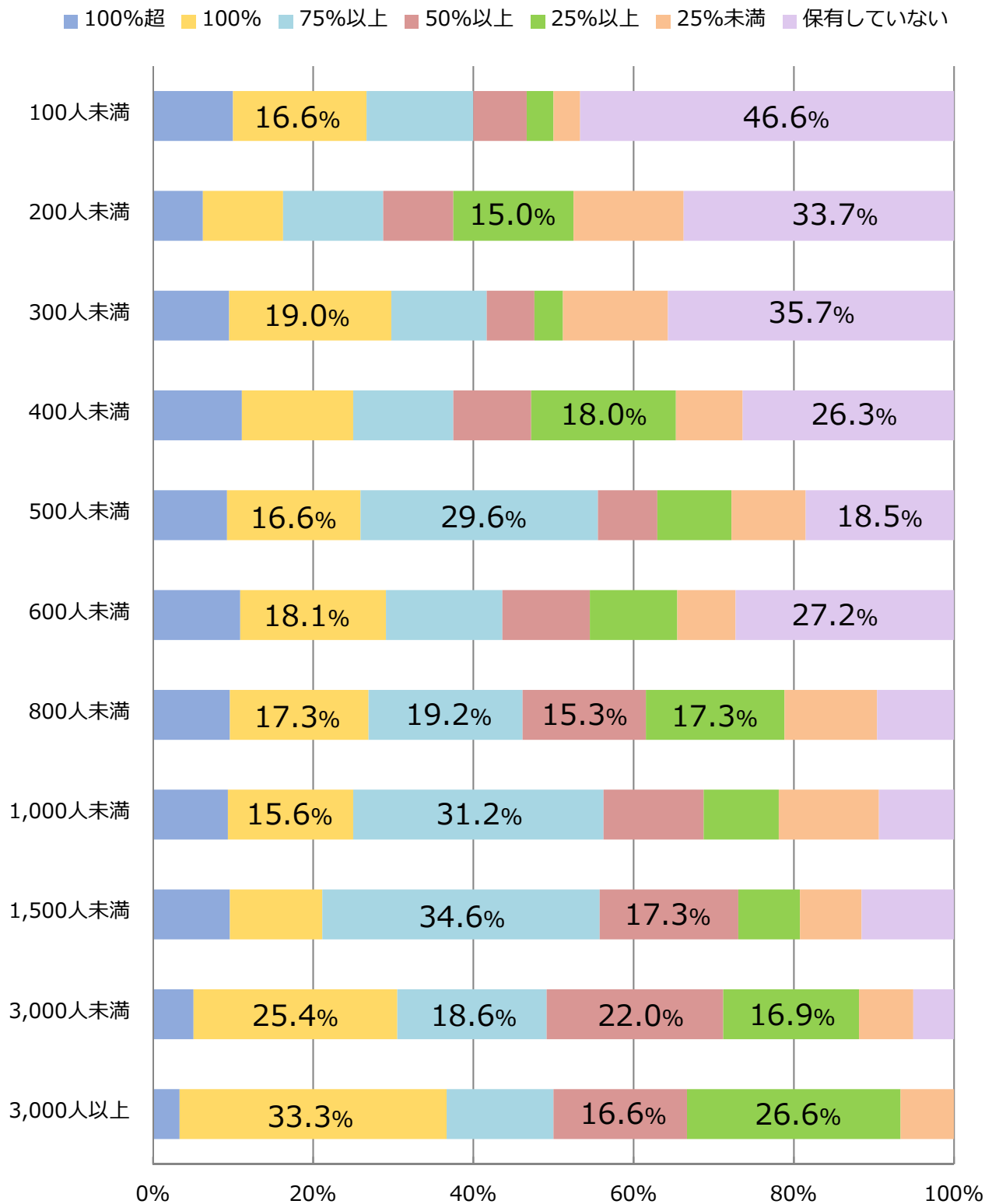
表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

平成29年度				
保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	41 (8.8%)	2 (5.7%)	9 (9.1%)	52 (8.7%)
100%	79 (17.0%)	6 (17.1%)	19 (19.2%)	104 (17.3%)
75%以上	91 (19.5%)	1 (2.9%)	18 (18.2%)	110 (18.3%)
50%以上	65 (13.9%)	2 (5.7%)	3 (3.0%)	70 (11.7%)
25%以上	56 (12.0%)	8 (22.9%)	10 (10.1%)	74 (12.3%)
25%未満	38 (8.2%)	11 (31.4%)	9 (9.1%)	58 (9.7%)
保有していない	96 (20.6%)	5 (14.3%)	31 (31.3%)	132 (22.0%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

(参考) 平成 24 年度調査結果

保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	27 (5.9%)	0 (0%)	4 (3.7%)	31 (5.2%)
100%	112 (24.3%)	9 (29.0%)	25 (22.9%)	146 (24.3%)
75%以上	69 (15.0%)	2 (6.5%)	14 (12.8%)	85 (14.2%)
50%以上	69 (15.0%)	3 (9.7%)	7 (6.4%)	79 (13.2%)
25%以上	47 (10.2%)	4 (12.9%)	11 (10.1%)	62 (10.3%)
25%未満	37 (8.0%)	9 (29.0%)	10 (9.2%)	56 (9.3%)
保有していない	99 (21.5%)	4 (12.9%)	38 (34.9%)	141 (23.5%)
合 計	460 (100%)	31 (100%)	109 (100%)	600 (100%)

グラフ Q2-3 入学定員規模別の退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



### Q3 定年年齢

教職員の定年年齢は、維持会員全体で見ると、教員では「65歳」が最も多く354会員（59.0%）で、次いで多いのが「70歳」で79会員（13.2%）だった。職員では「60歳」が最も多く293会員（48.8%）で、次いで多いのが「65歳」で220会員（36.7%）だった。また、職員では、61.8%の会員が64歳以下だった（教員では16.2%）。

5年前と比較すると、職員はほとんど変化がないが、教員では「70歳」が減少し、「65歳」が増加している。

入学定員規模別で見ると、教職員ともに規模が大きくなるにつれて定年年齢が高い会員の割合が多くなる傾向にあった。

グラフ Q3-1 教職員の定年年齢（会員数の割合）

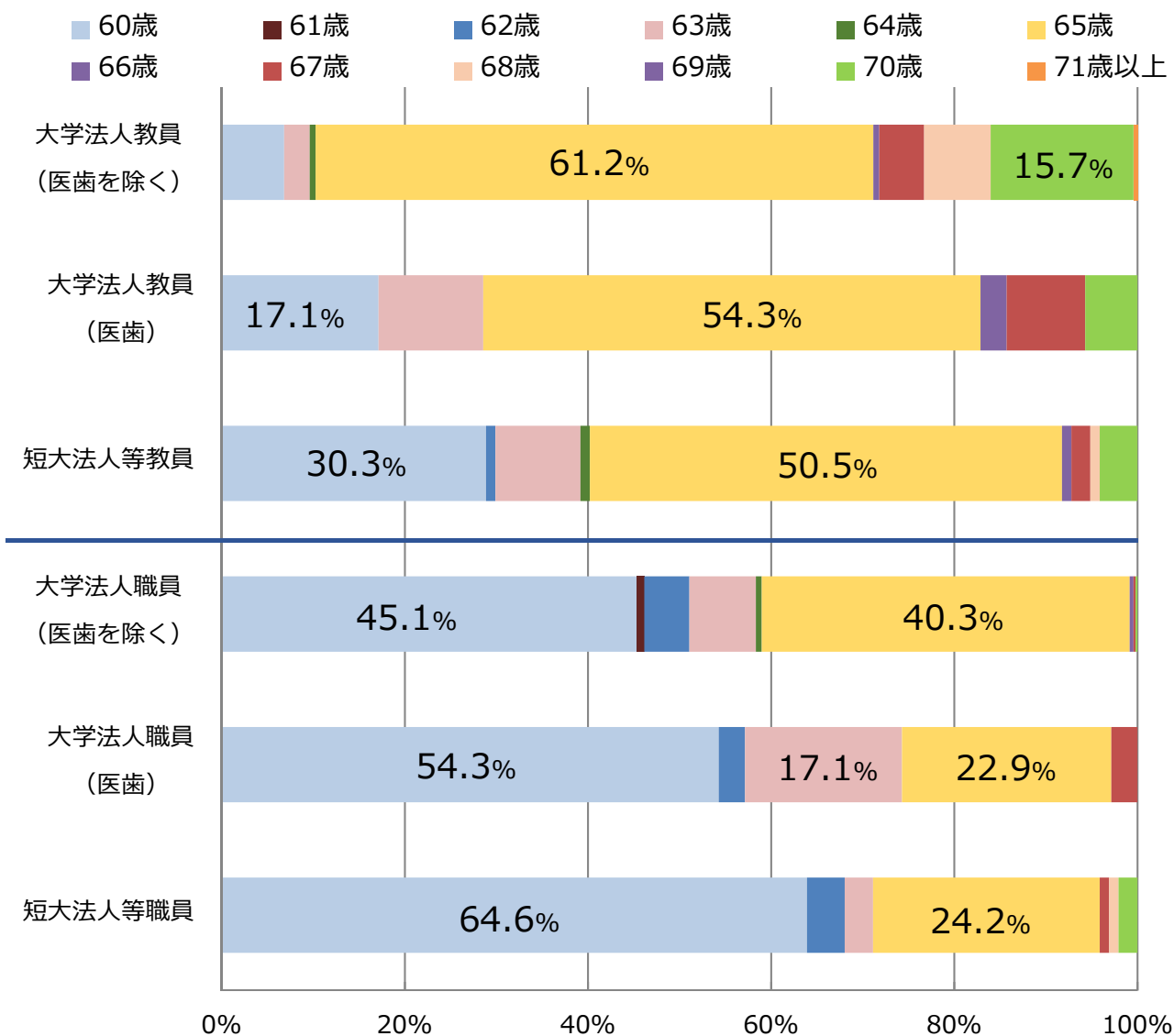


表 Q3 定年年齢

## 教 員

定年年齢	平成29年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	30 (6.4%)	6 (17.1%)	30 (30.3%)	66 (11.0%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
63歳	13 (2.8%)	4 (11.4%)	9 (9.1%)	26 (4.3%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.0%)	4 (0.7%)
65歳	285 (61.2%)	19 (54.3%)	50 (50.5%)	354 (59.0%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	5 (0.8%)
67歳	23 (4.9%)	3 (8.6%)	2 (2.0%)	28 (4.7%)
68歳	34 (7.3%)	0 (0%)	1 (1.0%)	35 (5.8%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	73 (15.7%)	2 (5.7%)	4 (4.0%)	79 (13.2%)
71歳以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

## 職 員

定年年齢	平成29年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	210 (45.1%)	19 (54.3%)	64 (64.6%)	293 (48.8%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	23 (4.9%)	1 (2.9%)	4 (4.0%)	28 (4.7%)
63歳	34 (7.3%)	6 (17.1%)	3 (3.0%)	43 (7.2%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (0.5%)
65歳	188 (40.3%)	8 (22.9%)	24 (24.2%)	220 (36.7%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (2.0%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

(参考) 平成 24 年度調査結果

## 教 員

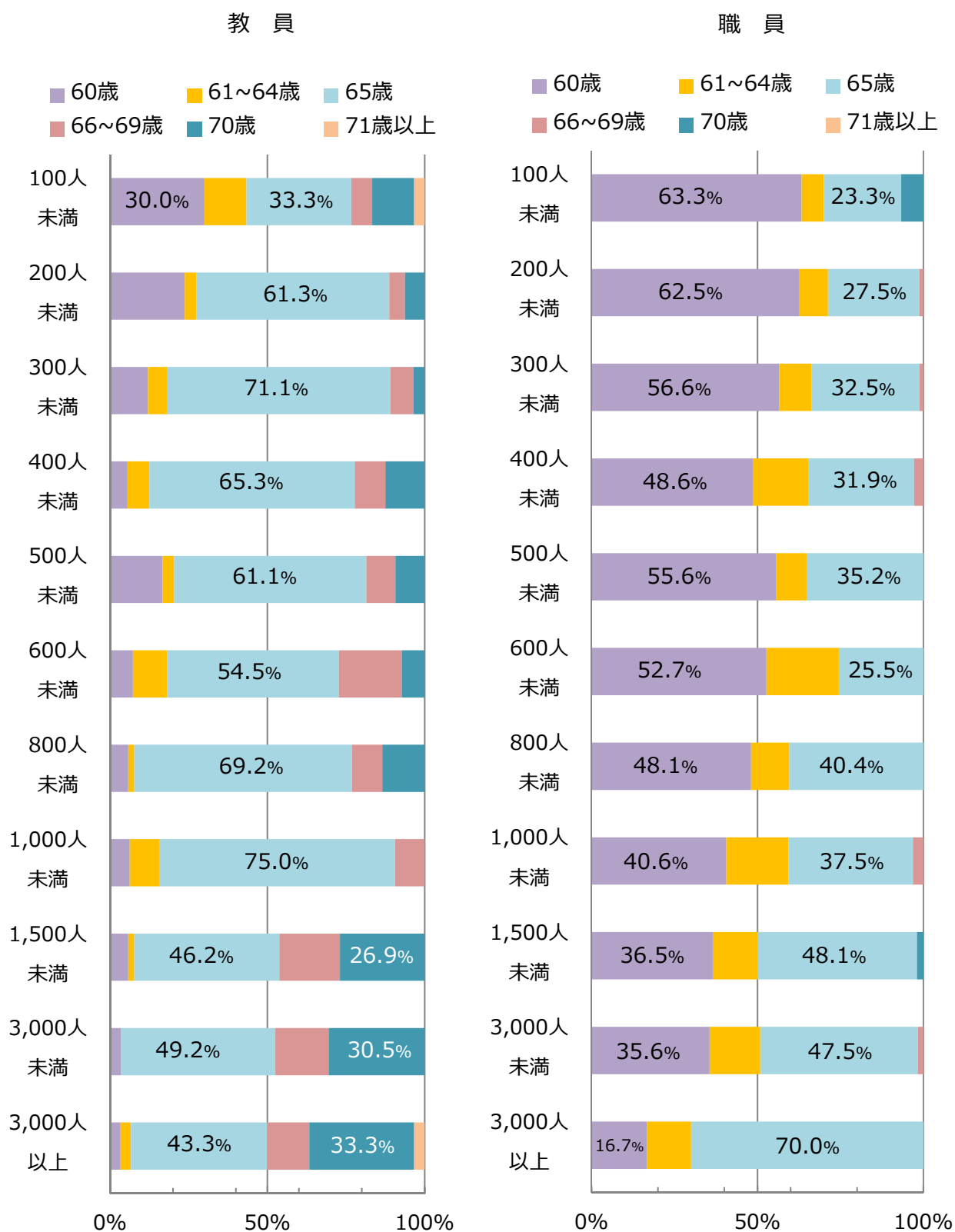
定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	29 (6.3%)	6 (19.4%)	34 (31.2%)	69 (11.5%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	1 (0.2%)	1 (3.2%)	3 (2.8%)	5 (0.8%)
63歳	16 (3.5%)	3 (9.7%)	10 (9.2%)	29 (4.8%)
64歳	3 (0.7%)	0 (0%)	1 (0.9%)	4 (0.7%)
65歳	270 (58.7%)	17 (54.8%)	51 (46.8%)	338 (56.3%)
66歳	3 (0.7%)	1 (3.2%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	24 (5.2%)	1 (3.2%)	2 (1.8%)	27 (4.5%)
68歳	29 (6.3%)	0 (0%)	2 (1.8%)	31 (5.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	82 (17.8%)	2 (6.5%)	6 (5.5%)	90 (15.0%)
71歳以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
定年を設けていない	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	460 (100%)	31 (100%)	109 (100%)	600 (100%)

## 職 員

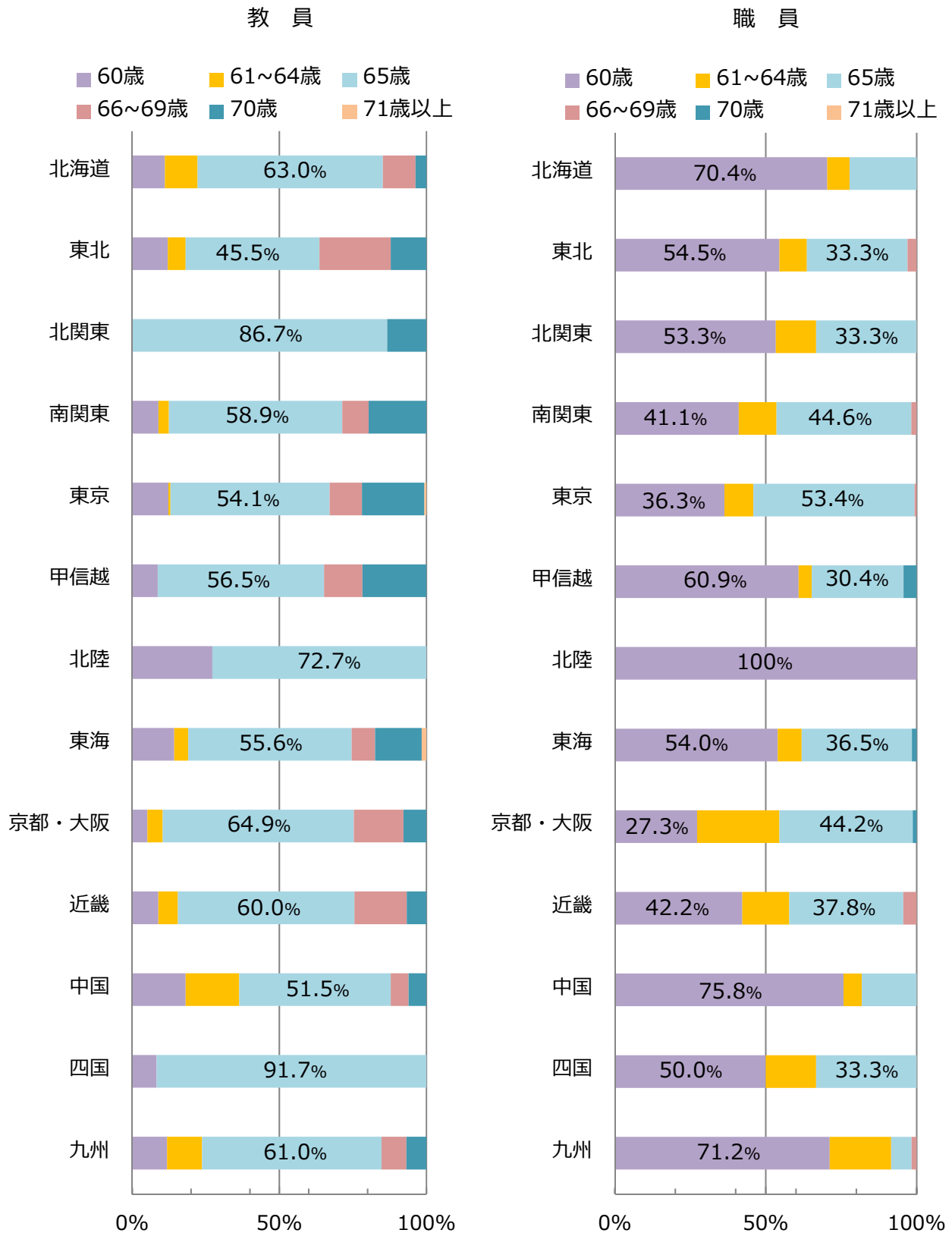
定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	208 (45.2%)	13 (41.9%)	73 (67.0%)	294 (49.0%)
61歳	5 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (0.8%)
62歳	21 (4.6%)	1 (3.2%)	4 (3.7%)	26 (4.3%)
63歳	33 (7.2%)	6 (19.4%)	6 (5.5%)	45 (7.5%)
64歳	3 (0.7%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (0.5%)
65歳	185 (40.2%)	10 (32.3%)	23 (21.1%)	218 (36.3%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	2 (0.4%)	1 (3.2%)	0 (0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.9%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (1.8%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	460 (100%)	31 (100%)	109 (100%)	600 (100%)



グラフ Q3-2 入学定員規模別の教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q3-3 地域別の定年年齢（会員数の割合）

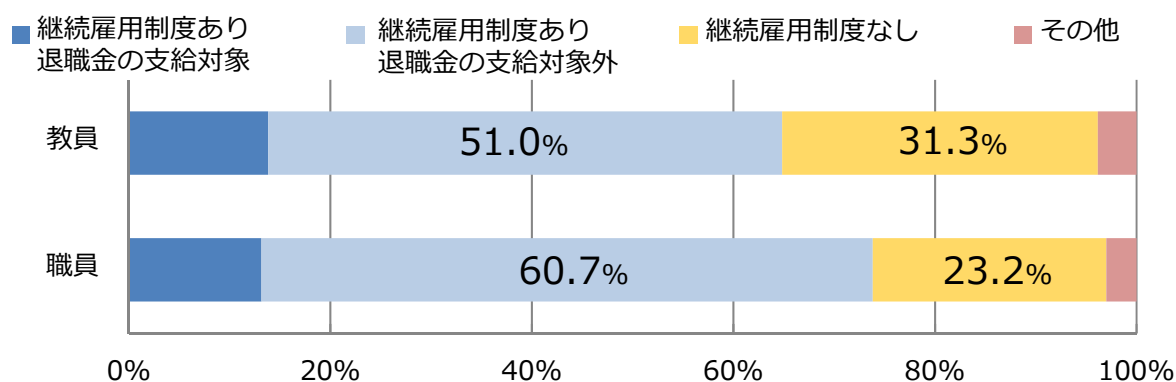


## Q4（1）定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度は、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないにかかわらず、制度を設けている会員が教員で 389 会員（64.8%）、職員で 443 会員（73.8%）だった。継続雇用制度を設けていない会員は、教員で 188 会員（31.3%）、職員で 139 会員（23.2%）だった。

なお、「その他」の回答には、「実情に応じ学校が必要と認める者を個別契約で雇用することがある」などの回答があった。

グラフ Q4(1)-1 定年退職後の継続雇用制度の有無（会員数の割合）



グラフ Q4(1)-2 学校法人種別ごとの定年退職後の継続雇用制度の有無（会員数の割合）

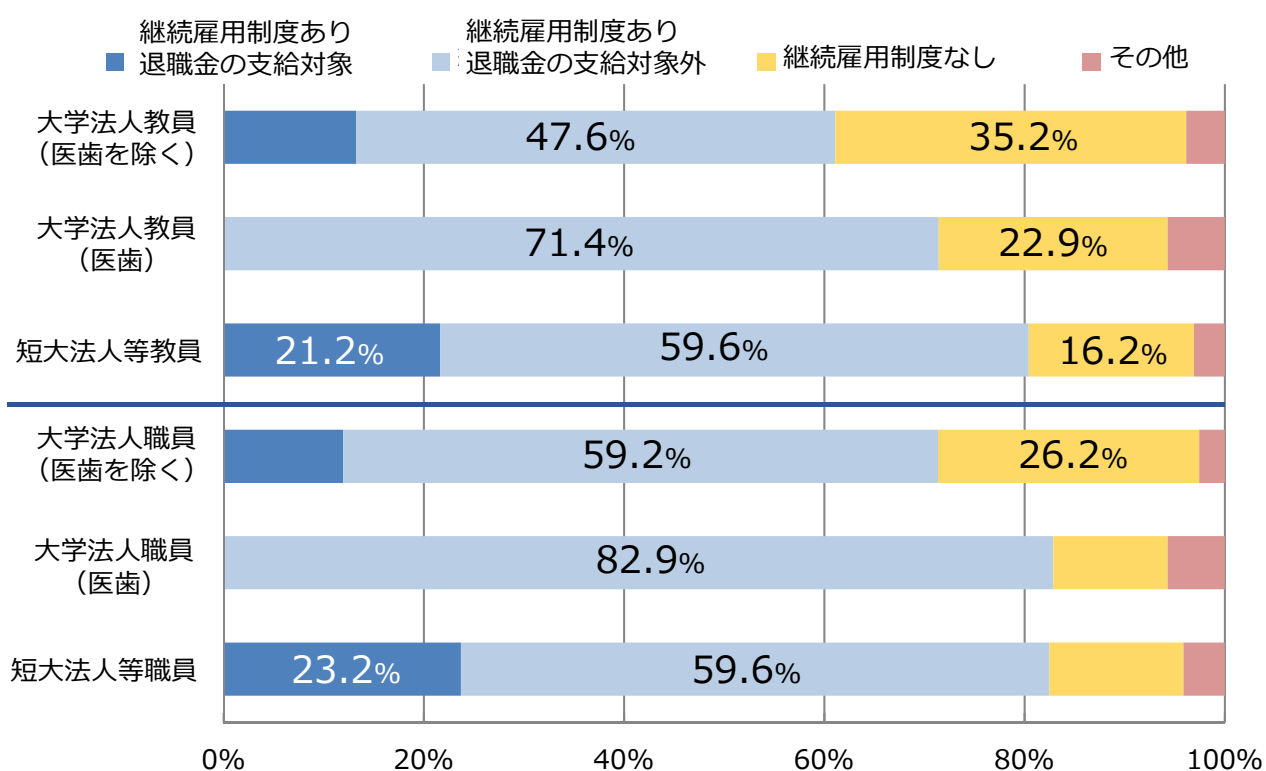


表 Q4(1) 定年退職後の継続雇用制度の有無

## 教 員

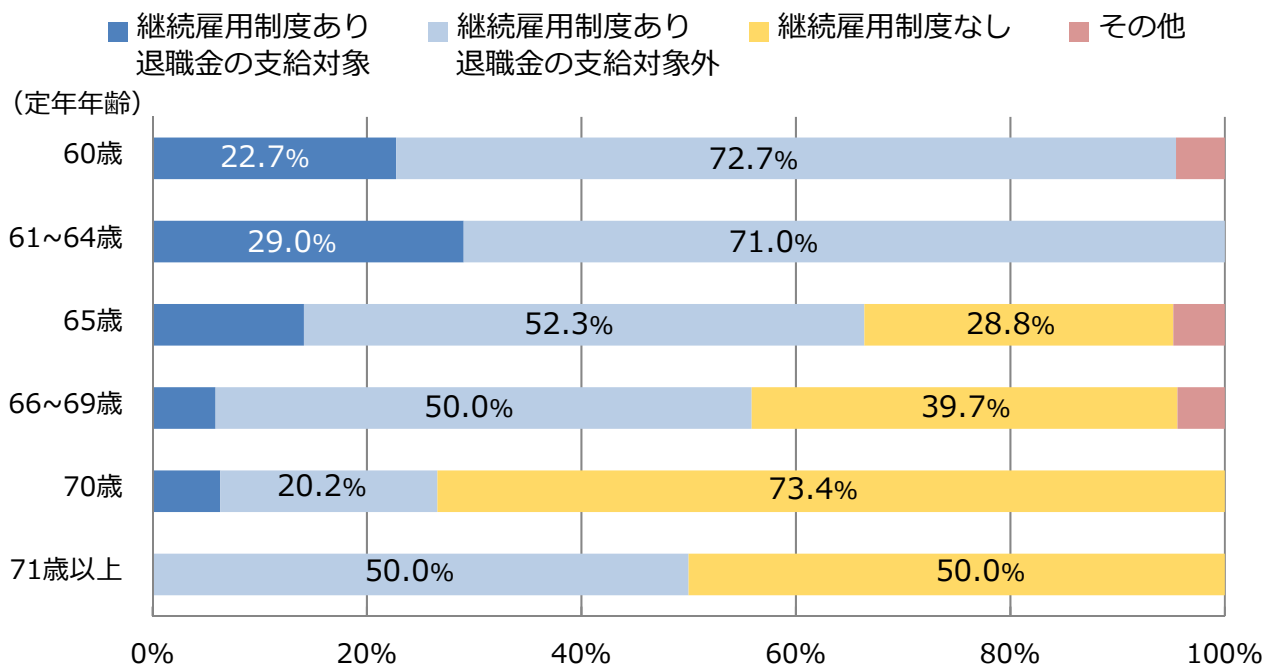
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	62 (13.3%)	0 (0%)	21 (21.2%)	83 (13.8%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	222 (47.6%)	25 (71.4%)	59 (59.6%)	306 (51.0%)
継続雇用制度なし	164 (35.2%)	8 (22.9%)	16 (16.2%)	188 (31.3%)
その他	18 (3.9%)	2 (5.7%)	3 (3.0%)	23 (3.8%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

## 職 員

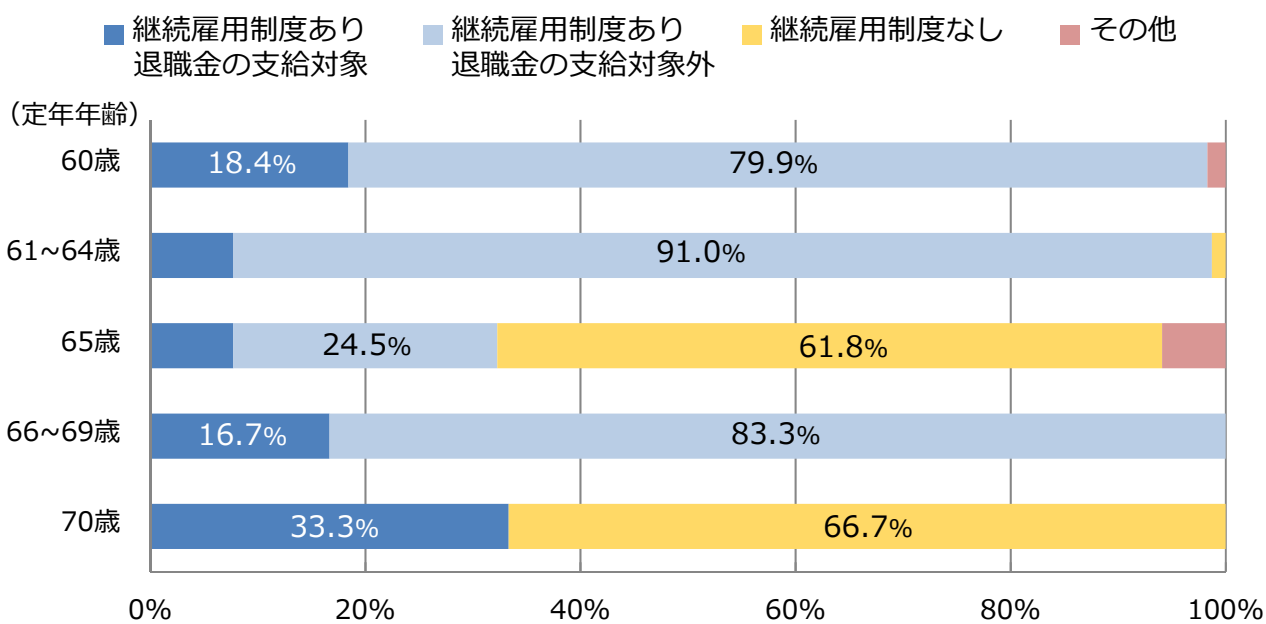
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	56 (12.0%)	0 (0%)	23 (23.2%)	79 (13.2%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	276 (59.2%)	29 (82.9%)	59 (59.6%)	364 (60.7%)
継続雇用制度なし	122 (26.2%)	4 (11.4%)	13 (13.1%)	139 (23.2%)
その他	12 (2.6%)	2 (5.7%)	4 (4.0%)	18 (3.0%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

グラフ Q4(1)-3 定年年齢別の継続雇用制度の有無（会員数の割合）

教 員



職 員



## Q4（2）継続雇用制度適用者に対する退職金

Q4（1）で、「継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）」と回答された会員（教員 83 会員、職員 79 会員）のうち、「採用から継続雇用期間の終了まで通算した  
在職期間による支給率を適用し、退職金を支給」とする会員は、教員で 23 会員（27.7%）、  
職員で 20 会員（25.3%）だった。

また、「継続雇用期間は在職期間を通算しない」とする会員は、教員で 54 会員（65.1%）、  
職員で 51 会員（64.6%）だった。

なお、「その他」の回答には、「個人ごとに異なる」、「通常の算定方法による支給額の半分  
を支給する」などの回答があった。

表 Q4(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金

区 分	教員	職員
採用から継続雇用期間の終了まで在職期間を通算する 通算した期間による支給率を適用し退職金を支給	23 (27.7%)	20 (25.3%)
在職期間を通算しない	54 (65.1%)	51 (64.6%)
継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給	48 (57.8%)	47 (59.5%)
継続雇用期間に応じた定額の退職金を別途支給	5 (6.0%)	3 (3.8%)
役割や勤務成績等を勘案し、個人別に定額の退職金を別途支給	1 (1.2%)	1 (1.3%)
その他	6 (7.2%)	8 (10.1%)
合 計	83 (100%)	79 (100%)

## Q5（1）任期制の導入状況・（3）任期制の導入の予定又は検討状況

任期制について、「導入している」とした会員は、教員で 478 会員（79.7%）、職員で 393 会員（65.5%）だった。教職員ともに 10 年前より大きく増加している。

また、現在は導入していないが、「今後導入を予定している」とした会員は、教員で 4 会員（0.7%）、職員で 2 会員（0.3%）であり、「導入を検討している」とした会員は、教職員ともに 10 会員（1.7%）だった。

グラフ Q5(1)・(3) 任期制の導入状況等（会員数の割合）

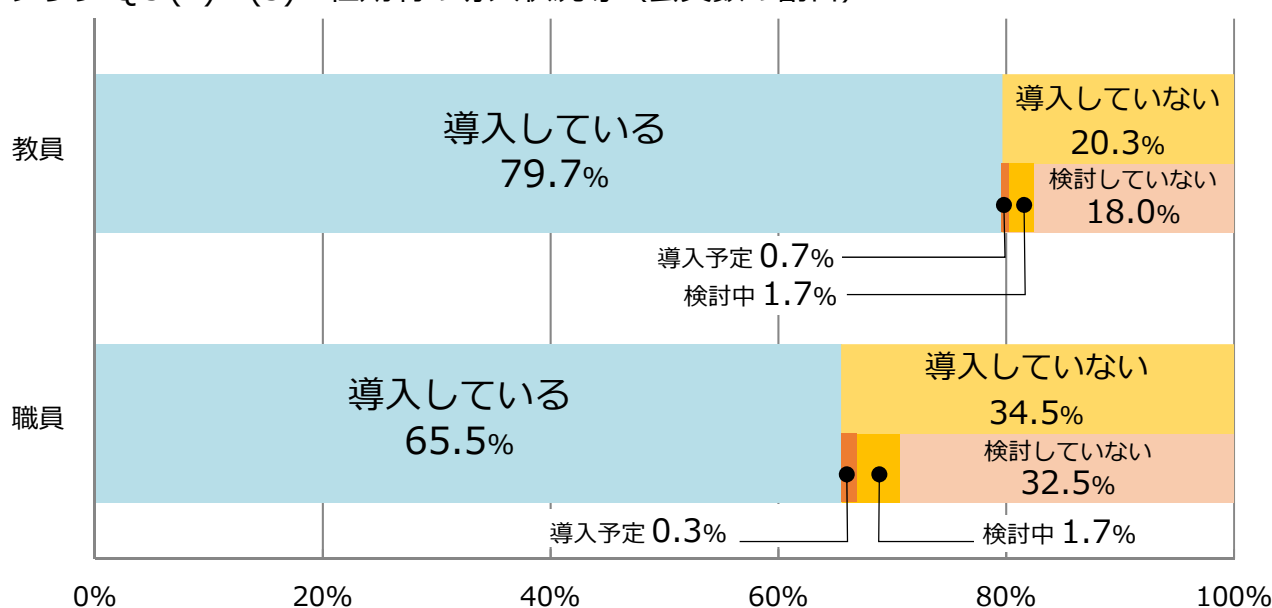


表 Q5(1)・(3)-1 任期制の導入状況等

区分	教員		職員	
	平成29年度	平成19年度	平成29年度	平成19年度
導入している	478 (79.7%)	392 (63.9%)	393 (65.5%)	281 (45.8%)
導入していない	122 (20.3%)	221 (36.1%)	207 (34.5%)	332 (54.2%)
導入予定	4 (0.7%)		2 (0.3%)	
検討中	10 (1.7%)		10 (1.7%)	
検討していない	108 (18.0%)		195 (32.5%)	
合計	600 (100%)	613 (100%)	600 (100%)	613 (100%)

表 Q5(1)・(3)-2 学校法人種別ごとの任期制の導入状況等

## 教 員

導入の有無	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	382 (82.0%)	34 (97.1%)	62 (62.6%)
導入していない	84 (18.0%)	1 (2.9%)	37 (37.4%)
導入予定	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.0%)
検討中	9 (1.9%)	0 (0%)	1 (1.0%)
検討していない	72 (15.5%)	1 (2.9%)	35 (35.4%)
合計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)

## 職 員

導入の有無	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	321 (68.9%)	21 (60.0%)	51 (51.5%)
導入していない	145 (31.1%)	14 (40.0%)	48 (48.5%)
導入予定	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (1.0%)
検討中	7 (1.5%)	1 (2.9%)	2 (2.0%)
検討していない	137 (29.4%)	13 (37.1%)	45 (45.5%)
合計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)



## Q5（2）任期制の具体的な内容

任期制の「適用範囲」は、大学法人の助教と助手、短大法人等の助手では「全部」の回答が最も多かったが、その他の職名では「一部」の回答が多かった。

「任期の期間」は、教員は「複数設定」、職員は「1年」とする回答が多かった。

「更新制度の有無」では職名を問わず「あり」とする会員が多く、「更新分を含めた任期制雇用最長期間」では「5年以内」の回答が多かった。

「給与形態」は、教員は「他の教員と同じ給与制度を適用」の回答が多く、職員は「任期制教職員独自に設定した給与制度を適用」の回答が多かった。

「退職金給付の有無」は、大学法人の教員は「あり」とする会員が多く、短大法人等の教員では「なし」の回答が多かった。また職員は大学法人、短大法人等ともに「なし」の回答が多かった。

グラフ Q5(2)A 任期制の適用範囲（会員数の割合）

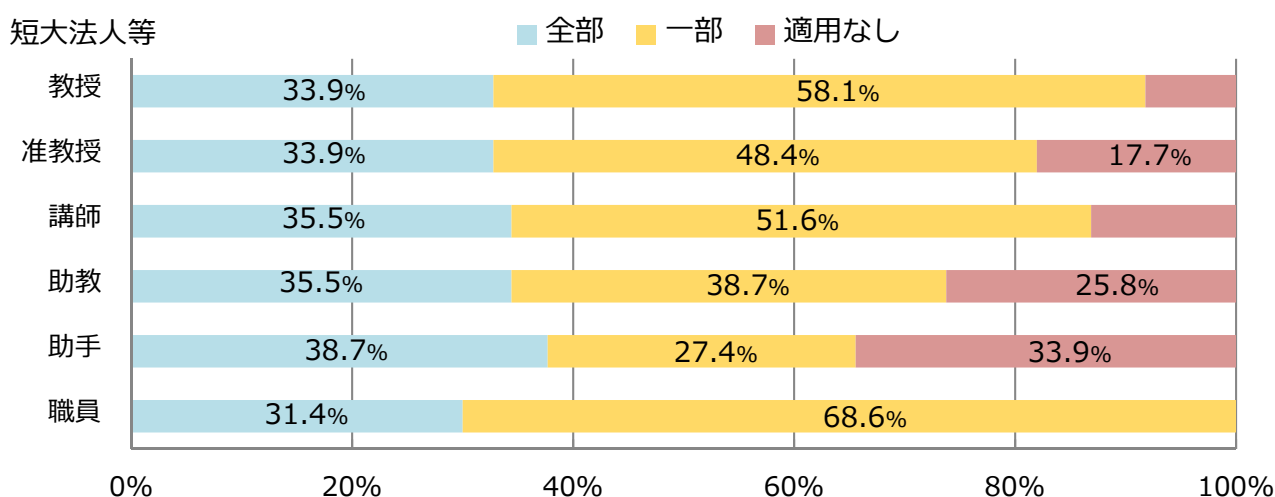
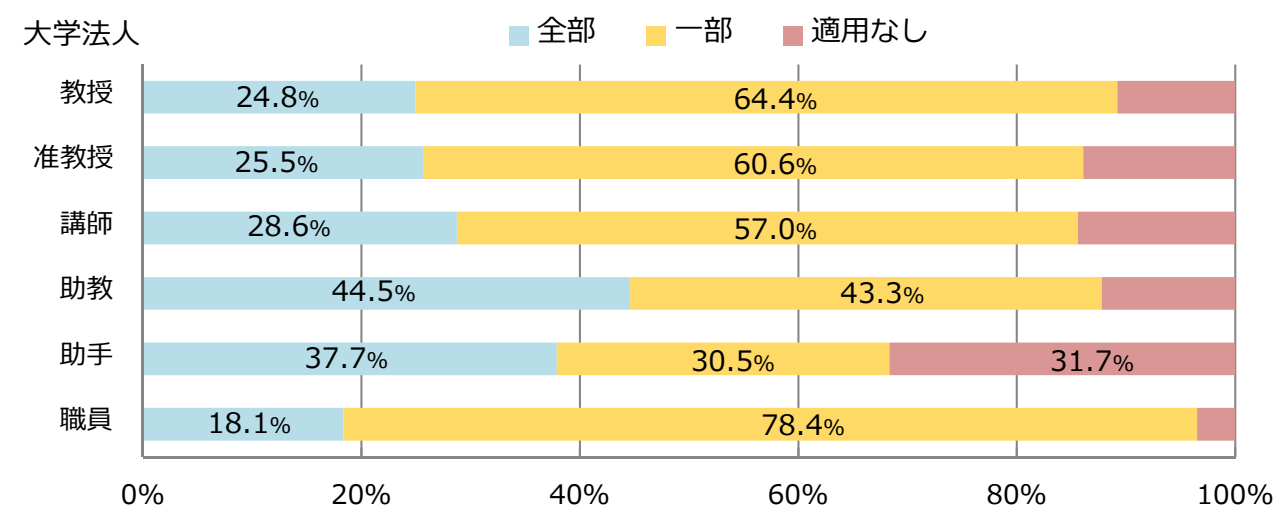


表 Q5(2)A 職名別任期制の適用範囲

区分	平成29年度			平成19年度	
	大学法人	短大法人等	合計	合計	
教授	全部	103 (24.8%)	21 (33.9%)	124 (25.9%)	72 (18.4%)
	一部	268 (64.4%)	36 (58.1%)	304 (63.6%)	255 (65.1%)
	適用なし	45 (10.8%)	5 (8.1%)	50 (10.5%)	65 (16.6%)
	合計	416 (100%)	62 (100%)	478 (100%)	392 (100%)
准教授	全部	106 (25.5%)	21 (33.9%)	127 (26.6%)	75 (19.1%)
	一部	252 (60.6%)	30 (48.4%)	282 (59.0%)	221 (56.4%)
	適用なし	58 (13.9%)	11 (17.7%)	69 (14.4%)	96 (24.5%)
	合計	416 (100%)	62 (100%)	478 (100%)	392 (100%)
講師	全部	119 (28.6%)	22 (35.5%)	141 (29.5%)	77 (19.6%)
	一部	237 (57.0%)	32 (51.6%)	269 (56.3%)	232 (59.2%)
	適用なし	60 (14.4%)	8 (12.9%)	68 (14.2%)	83 (21.2%)
	合計	416 (100%)	62 (100%)	478 (100%)	392 (100%)
助教	全部	185 (44.5%)	22 (35.5%)	207 (43.3%)	112 (28.6%)
	一部	180 (43.3%)	24 (38.7%)	204 (42.7%)	149 (38.0%)
	適用なし	51 (12.3%)	16 (25.8%)	67 (14.0%)	131 (33.4%)
	合計	416 (100%)	62 (100%)	478 (100%)	392 (100%)
助手	全部	157 (37.7%)	24 (38.7%)	181 (37.9%)	111 (28.3%)
	一部	127 (30.5%)	17 (27.4%)	144 (30.1%)	147 (37.5%)
	適用なし	132 (31.7%)	21 (33.9%)	153 (32.0%)	134 (34.2%)
	合計	416 (100%)	62 (100%)	478 (100%)	392 (100%)
職員	全部	62 (18.1%)	16 (31.4%)	78 (19.8%)	38 (13.4%)
	一部	268 (78.4%)	35 (68.6%)	303 (77.1%)	230 (81.3%)
	適用なし	12 (3.5%)	0 (0%)	12 (3.1%)	15 (5.3%)
	合計	342 (100%)	51 (100%)	393 (100%)	283 (100%)

グラフ Q5(2)B 任期の期間（会員数の割合）

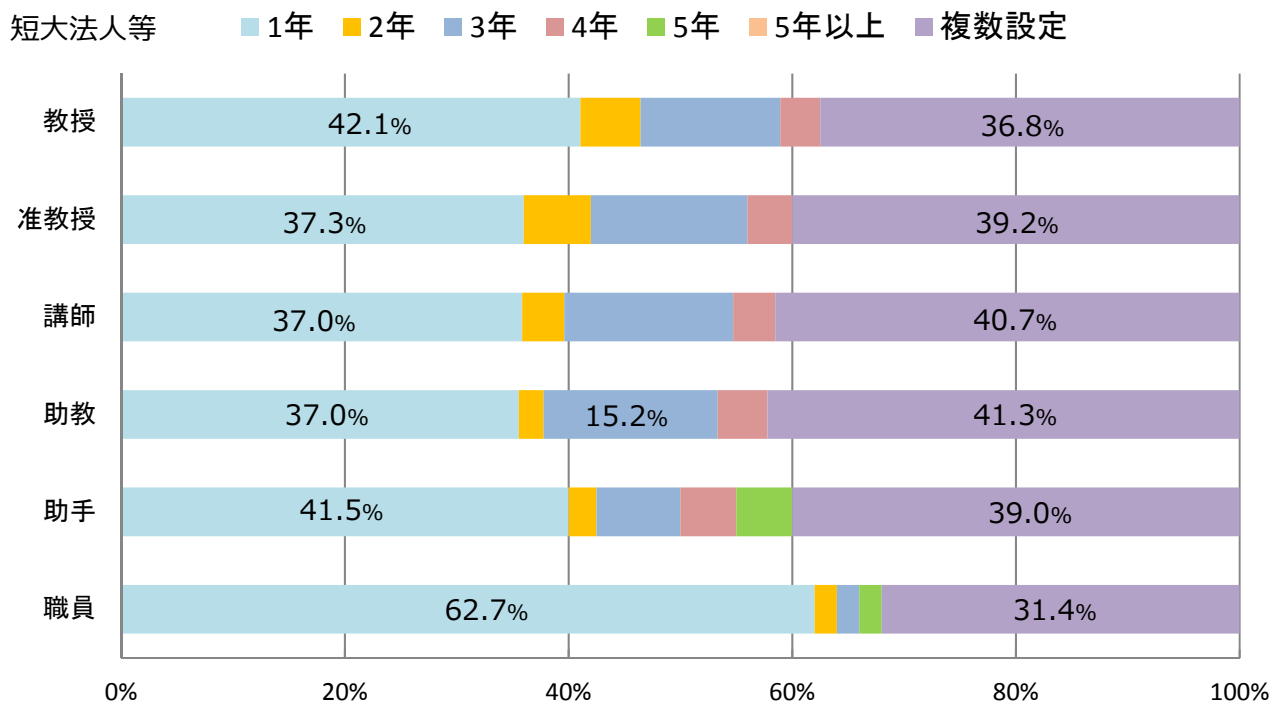
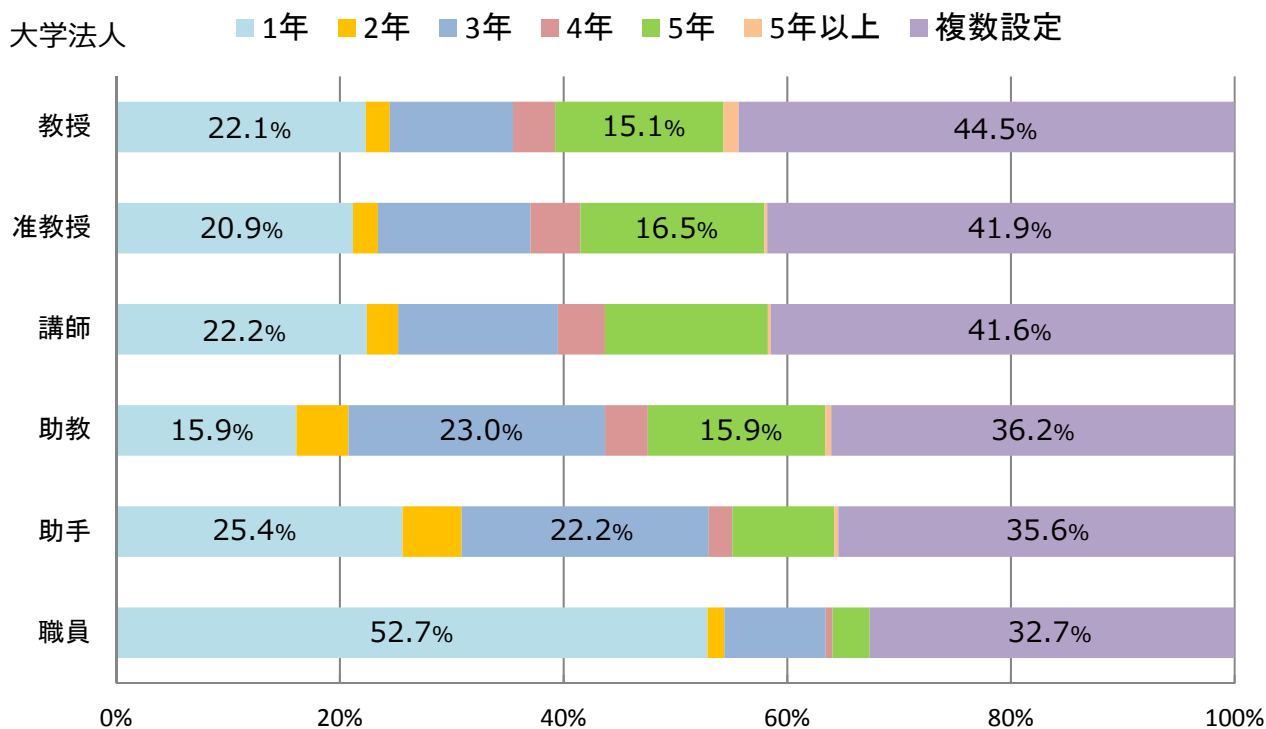


表 Q5(2)B 任期の期間

区分	平成29年度			平成19年度	
	大学法人	短大法人等	合計	合計	
教授	1年	82 (22.1%)	24 (42.1%)	106 (24.8%)	56 (17.1%)
	2年	8 (2.2%)	3 (5.3%)	11 (2.6%)	11 (3.4%)
	3年	41 (11.1%)	7 (12.3%)	48 (11.2%)	47 (14.4%)
	4年	14 (3.8%)	2 (3.5%)	16 (3.7%)	10 (3.1%)
	5年	56 (15.1%)	0 (0%)	56 (13.1%)	62 (19.0%)
	5年以上	5 (1.3%)	0 (0%)	5 (1.2%)	6 (1.8%)
	複数設定	165 (44.5%)	21 (36.8%)	186 (43.5%)	135 (41.3%)
	合計	371 (100%)	57 (100%)	428 (100%)	327 (100%)
准教授	1年	75 (20.9%)	19 (37.3%)	94 (23.0%)	49 (16.6%)
	2年	8 (2.2%)	3 (5.9%)	11 (2.7%)	14 (4.7%)
	3年	49 (13.7%)	7 (13.7%)	56 (13.7%)	51 (17.2%)
	4年	16 (4.5%)	2 (3.9%)	18 (4.4%)	8 (2.7%)
	5年	59 (16.5%)	0 (0%)	59 (14.4%)	68 (23.0%)
	5年以上	1 (0.3%)	0 (0%)	1 (0.2%)	2 (0.7%)
	複数設定	150 (41.9%)	20 (39.2%)	170 (41.6%)	104 (35.1%)
	合計	358 (100%)	51 (100%)	409 (100%)	296 (100%)
講師	1年	79 (22.2%)	20 (37.0%)	99 (24.1%)	56 (18.1%)
	2年	10 (2.8%)	2 (3.7%)	12 (2.9%)	12 (3.9%)
	3年	51 (14.3%)	8 (14.8%)	59 (14.4%)	57 (18.4%)
	4年	15 (4.2%)	2 (3.7%)	17 (4.1%)	15 (4.9%)
	5年	52 (14.6%)	0 (0%)	52 (12.7%)	58 (18.8%)
	5年以上	1 (0.3%)	0 (0%)	1 (0.2%)	0 (0%)
	複数設定	148 (41.6%)	22 (40.7%)	170 (41.5%)	111 (35.9%)
	合計	356 (100%)	54 (100%)	410 (100%)	309 (100%)

前ページからの続き

区分	平成29年度			平成19年度	
	大学法人	短大法人等	合計	合計	
助教	1年	58 (15.9%)	17 (37.0%)	75 (18.2%)	40 (15.3%)
	2年	17 (4.7%)	1 (2.2%)	18 (4.4%)	18 (6.9%)
	3年	84 (23.0%)	7 (15.2%)	91 (22.1%)	64 (24.5%)
	4年	14 (3.8%)	2 (4.3%)	16 (3.9%)	12 (4.6%)
	5年	58 (15.9%)	0 (0%)	58 (14.1%)	50 (19.2%)
	5年以上	2 (0.5%)	0 (0%)	2 (0.5%)	4 (1.5%)
	複数設定	132 (36.2%)	19 (41.3%)	151 (36.7%)	73 (28.0%)
	合計	365 (100%)	46 (100%)	411 (100%)	261 (100%)
助手	1年	72 (25.4%)	17 (41.5%)	89 (27.4%)	46 (17.8%)
	2年	15 (5.3%)	1 (2.4%)	16 (4.9%)	20 (7.8%)
	3年	63 (22.2%)	3 (7.3%)	66 (20.3%)	60 (23.3%)
	4年	6 (2.1%)	2 (4.9%)	8 (2.5%)	9 (3.5%)
	5年	26 (9.2%)	2 (4.9%)	28 (8.6%)	40 (15.5%)
	5年以上	1 (0.4%)	0 (0%)	1 (0.3%)	2 (0.8%)
	複数設定	101 (35.6%)	16 (39.0%)	117 (36.0%)	81 (31.4%)
	合計	284 (100%)	41 (100%)	325 (100%)	258 (100%)
職員	1年	174 (52.7%)	32 (62.7%)	206 (54.1%)	118 (44.0%)
	2年	5 (1.5%)	1 (2.0%)	6 (1.6%)	6 (2.2%)
	3年	30 (9.1%)	1 (2.0%)	31 (8.1%)	42 (15.7%)
	4年	2 (0.6%)	0 (0%)	2 (0.5%)	2 (0.7%)
	5年	11 (3.3%)	1 (2.0%)	12 (3.1%)	10 (3.7%)
	5年以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
	複数設定	108 (32.7%)	16 (31.4%)	124 (32.5%)	89 (33.2%)
	合計	330 (100%)	51 (100%)	381 (100%)	268 (100%)

グラフ Q5(2)C 任期制更新制度の有無（会員数の割合）

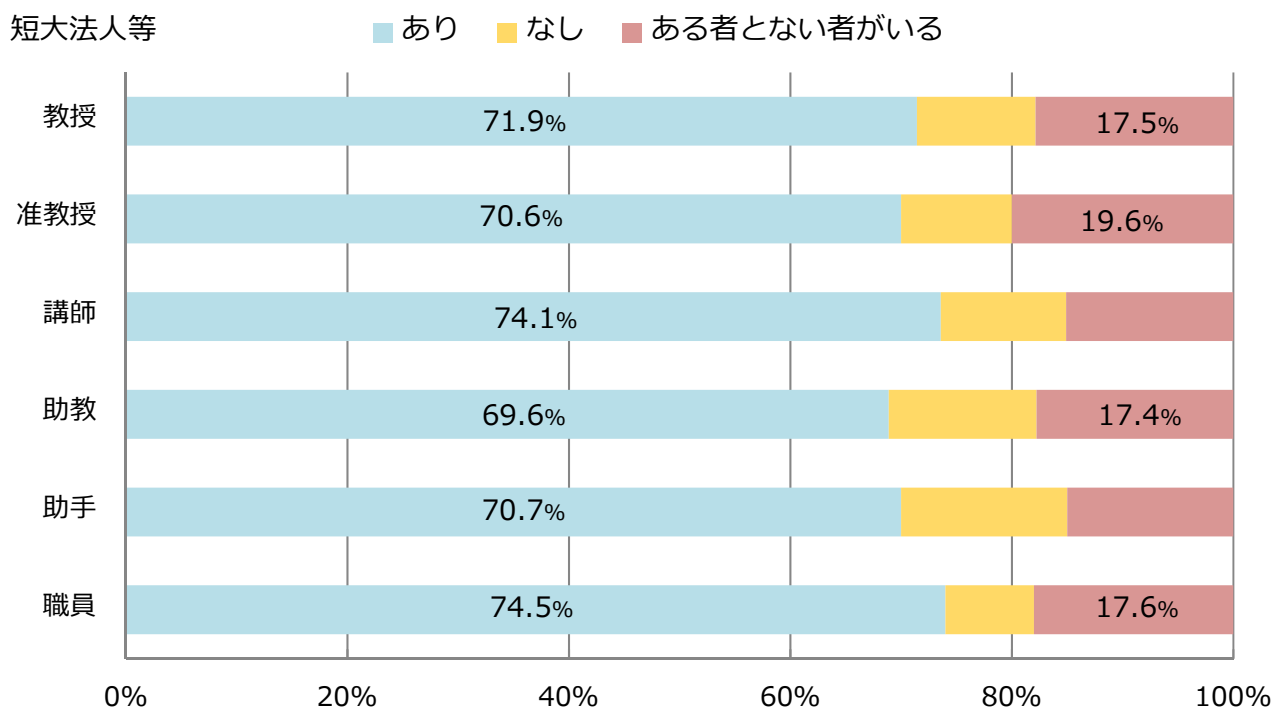
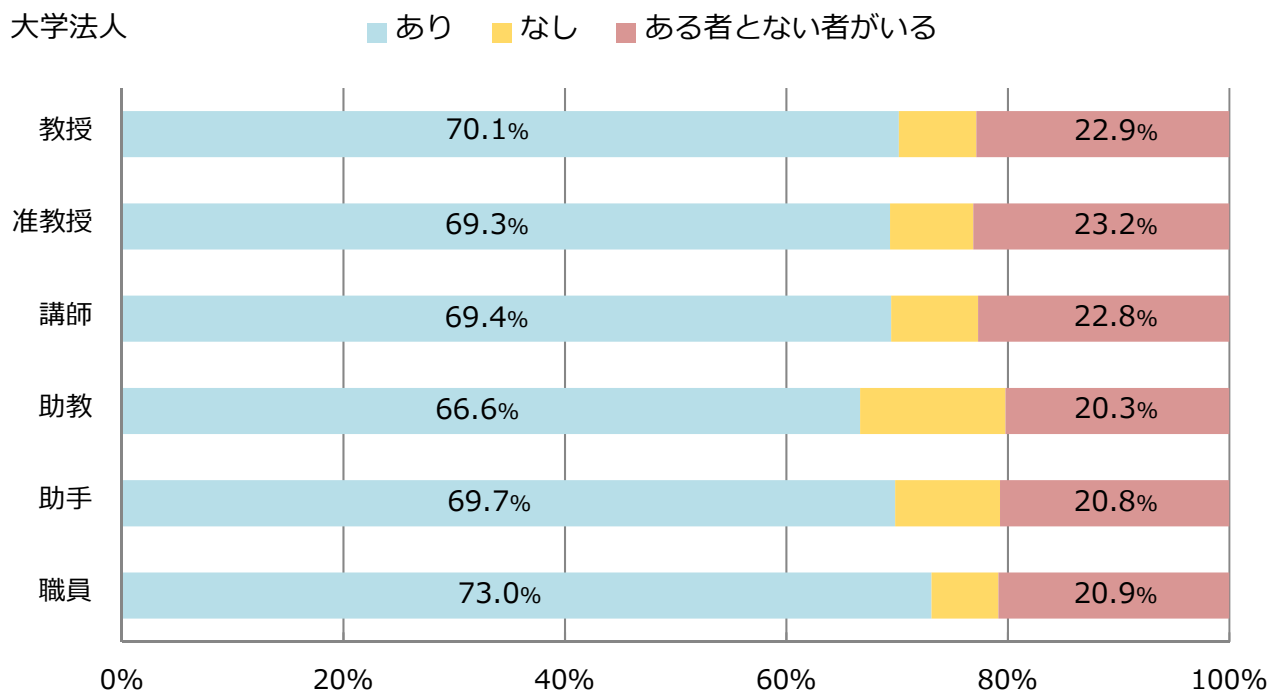


表 Q5(2)C 任期制更新制度の有無

区分		平成29年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	あり	260 (70.1%)	41 (71.9%)	301 (70.3%)
	なし	26 (7.0%)	6 (10.5%)	32 (7.5%)
	ある者とないない者がいる	85 (22.9%)	10 (17.5%)	95 (22.2%)
	合計	371 (100%)	57 (100%)	428 (100%)
准教授	あり	248 (69.3%)	36 (70.6%)	284 (69.4%)
	なし	27 (7.5%)	5 (9.8%)	32 (7.8%)
	ある者とないない者がいる	83 (23.2%)	10 (19.6%)	93 (22.7%)
	合計	358 (100%)	51 (100%)	409 (100%)
講師	あり	247 (69.4%)	40 (74.1%)	287 (70.0%)
	なし	28 (7.9%)	6 (11.1%)	34 (8.3%)
	ある者とないない者がいる	81 (22.8%)	8 (14.8%)	89 (21.7%)
	合計	356 (100%)	54 (100%)	410 (100%)
助教	あり	243 (66.6%)	32 (69.6%)	275 (66.9%)
	なし	48 (13.2%)	6 (13.0%)	54 (13.1%)
	ある者とないない者がいる	74 (20.3%)	8 (17.4%)	82 (20.0%)
	合計	365 (100%)	46 (100%)	411 (100%)
助手	あり	198 (69.7%)	29 (70.7%)	227 (69.8%)
	なし	27 (9.5%)	6 (14.6%)	33 (10.2%)
	ある者とないない者がいる	59 (20.8%)	6 (14.6%)	65 (20.0%)
	合計	284 (100%)	41 (100%)	325 (100%)
職員	あり	241 (73.0%)	38 (74.5%)	279 (73.2%)
	なし	20 (6.1%)	4 (7.8%)	24 (6.3%)
	ある者とないない者がいる	69 (20.9%)	9 (17.6%)	78 (20.5%)
	合計	330 (100%)	51 (100%)	381 (100%)

グラフ Q5 (2)D 任期制雇用最長期間（更新後の期間を含む）（会員数の割合）

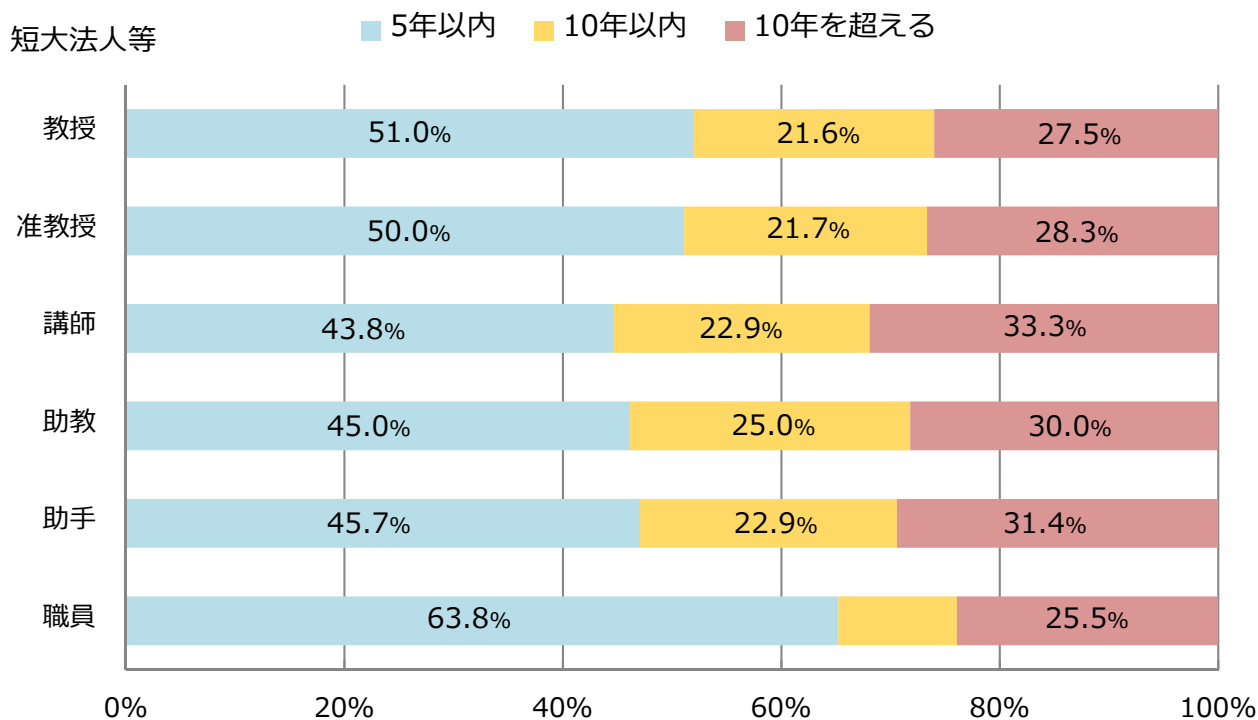
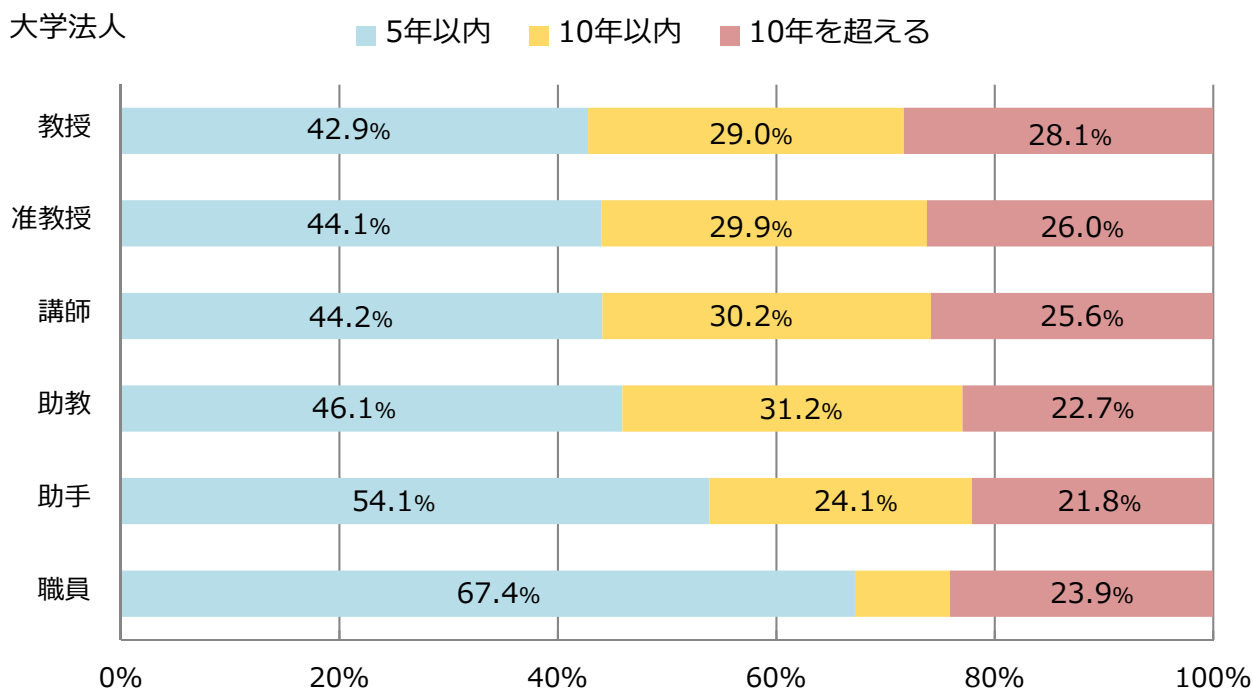


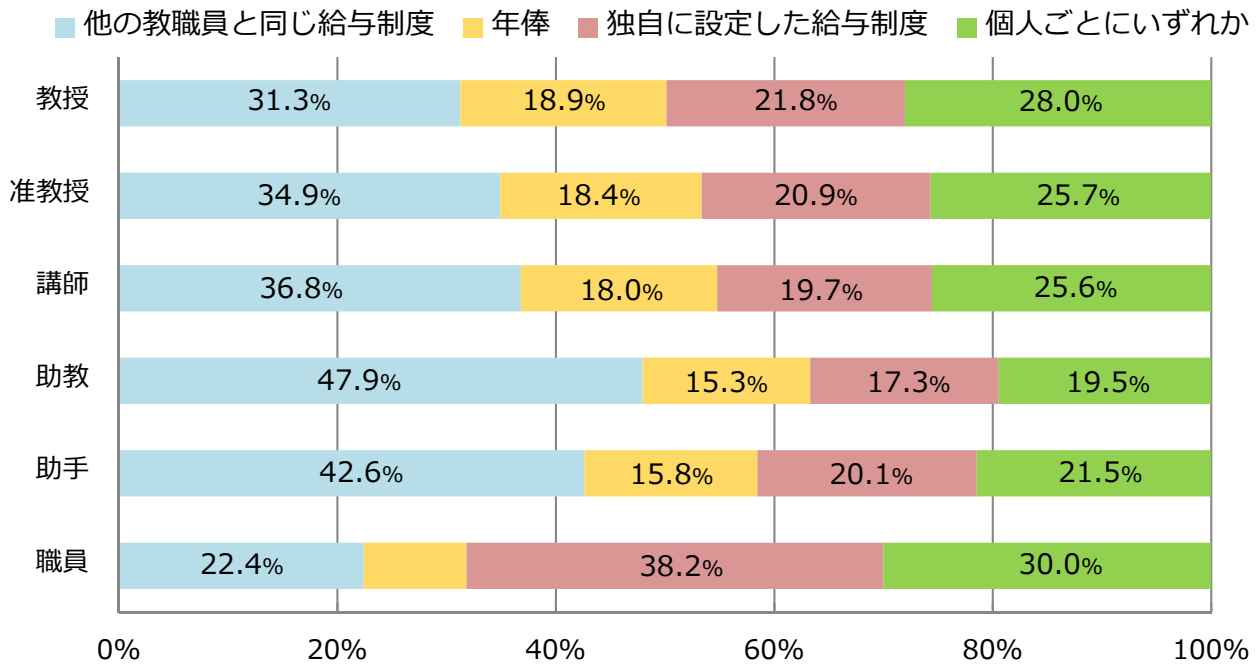


表 Q5(2)D 任期制雇用最長期間（更新後の期間を含む）

区分		平成29年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	5年以内	148 (42.9%)	26 (51.0%)	174 (43.9%)
	10年以内	100 (29.0%)	11 (21.6%)	111 (28.0%)
	10年を超える	97 (28.1%)	14 (27.5%)	111 (28.0%)
	合計	345 (100%)	51 (100%)	396 (100%)
准教授	5年以内	146 (44.1%)	23 (50.0%)	169 (44.8%)
	10年以内	99 (29.9%)	10 (21.7%)	109 (28.9%)
	10年を超える	86 (26.0%)	13 (28.3%)	99 (26.3%)
	合計	331 (100%)	46 (100%)	377 (100%)
講師	5年以内	145 (44.2%)	21 (43.8%)	166 (44.1%)
	10年以内	99 (30.2%)	11 (22.9%)	110 (29.3%)
	10年を超える	84 (25.6%)	16 (33.3%)	100 (26.6%)
	合計	328 (100%)	48 (100%)	376 (100%)
助教	5年以内	146 (46.1%)	18 (45.0%)	164 (45.9%)
	10年以内	99 (31.2%)	10 (25.0%)	109 (30.5%)
	10年を超える	72 (22.7%)	12 (30.0%)	84 (23.5%)
	合計	317 (100%)	40 (100%)	357 (100%)
助手	5年以内	139 (54.1%)	16 (45.7%)	155 (53.1%)
	10年以内	62 (24.1%)	8 (22.9%)	70 (24.0%)
	10年を超える	56 (21.8%)	11 (31.4%)	67 (22.9%)
	合計	257 (100%)	35 (100%)	292 (100%)
職員	5年以内	209 (67.4%)	30 (63.8%)	239 (66.9%)
	10年以内	27 (8.7%)	5 (10.6%)	32 (9.0%)
	10年を超える	74 (23.9%)	12 (25.5%)	86 (24.1%)
	合計	310 (100%)	47 (100%)	357 (100%)

グラフ Q5 (2)E 任期制適用教職員の給与形態（会員数の割合）

大学法人



短大法人等

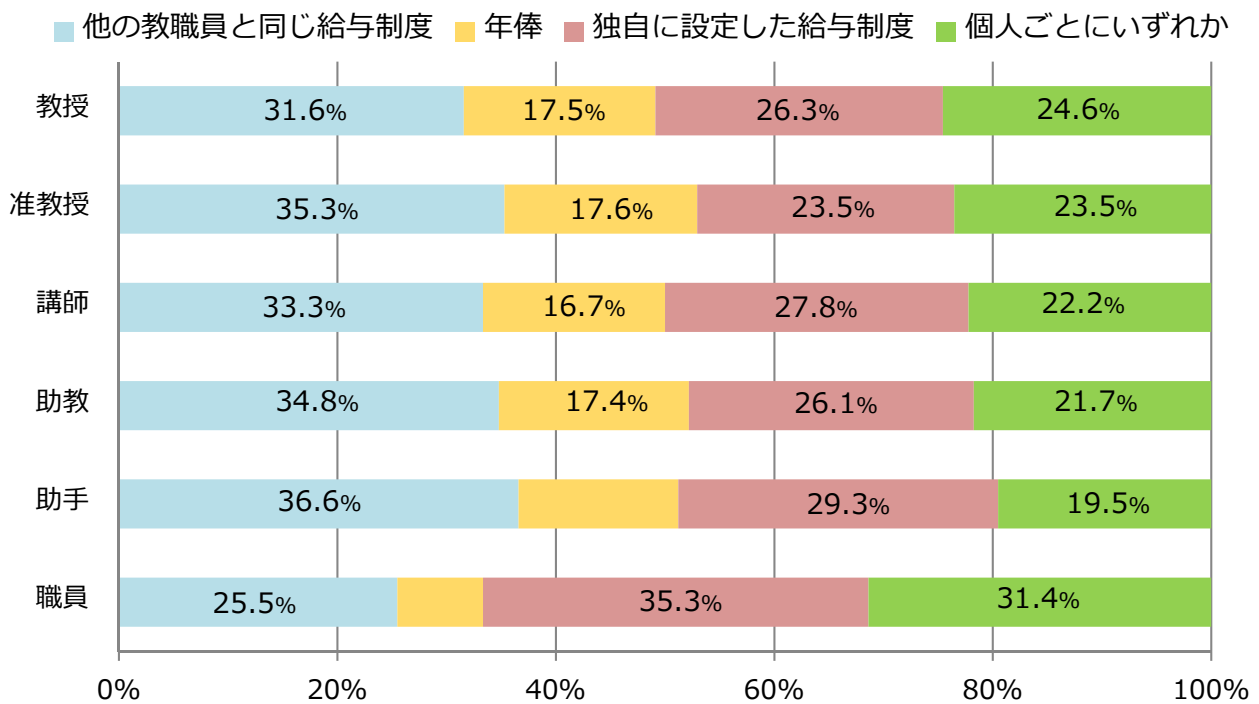


表 Q5(2)E 任期制適用教職員の給与形態

区分		平成29年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	他の教職員と同じ給与制度	116 (31.3%)	18 (31.6%)	134 (31.3%)
	年俸	70 (18.9%)	10 (17.5%)	80 (18.7%)
	独自設定の給与制度	81 (21.8%)	15 (26.3%)	96 (22.4%)
	個人ごとにいずれか	104 (28.0%)	14 (24.6%)	118 (27.6%)
	合計	371 (100%)	57 (100%)	428 (100%)
准教授	他の教職員と同じ給与制度	125 (34.9%)	18 (35.3%)	143 (35.0%)
	年俸	66 (18.4%)	9 (17.6%)	75 (18.3%)
	独自設定の給与制度	75 (20.9%)	12 (23.5%)	87 (21.3%)
	個人ごとにいずれか	92 (25.7%)	12 (23.5%)	104 (25.4%)
	合計	358 (100%)	51 (100%)	409 (100%)
講師	他の教職員と同じ給与制度	131 (36.8%)	18 (33.3%)	149 (36.3%)
	年俸	64 (18.0%)	9 (16.7%)	73 (17.8%)
	独自設定の給与制度	70 (19.7%)	15 (27.8%)	85 (20.7%)
	個人ごとにいずれか	91 (25.6%)	12 (22.2%)	103 (25.1%)
	合計	356 (100%)	54 (100%)	410 (100%)
助教	他の教職員と同じ給与制度	175 (47.9%)	16 (34.8%)	191 (46.5%)
	年俸	56 (15.3%)	8 (17.4%)	64 (15.6%)
	独自設定の給与制度	63 (17.3%)	12 (26.1%)	75 (18.2%)
	個人ごとにいずれか	71 (19.5%)	10 (21.7%)	81 (19.7%)
	合計	365 (100%)	46 (100%)	411 (100%)
助手	他の教職員と同じ給与制度	121 (42.6%)	15 (36.6%)	136 (41.8%)
	年俸	45 (15.8%)	6 (14.6%)	51 (15.7%)
	独自設定の給与制度	57 (20.1%)	12 (29.3%)	69 (21.2%)
	個人ごとにいずれか	61 (21.5%)	8 (19.5%)	69 (21.2%)
	合計	284 (100%)	41 (100%)	325 (100%)
職員	他の教職員と同じ給与制度	74 (22.4%)	13 (25.5%)	87 (22.8%)
	年俸	31 (9.4%)	4 (7.8%)	35 (9.2%)
	独自設定の給与制度	126 (38.2%)	18 (35.3%)	144 (37.8%)
	個人ごとにいずれか	99 (30.0%)	16 (31.4%)	115 (30.2%)
	合計	330 (100%)	51 (100%)	381 (100%)

グラフ Q5 (2)F 任期制適用教職員の退職金給付の有無（会員数の割合）

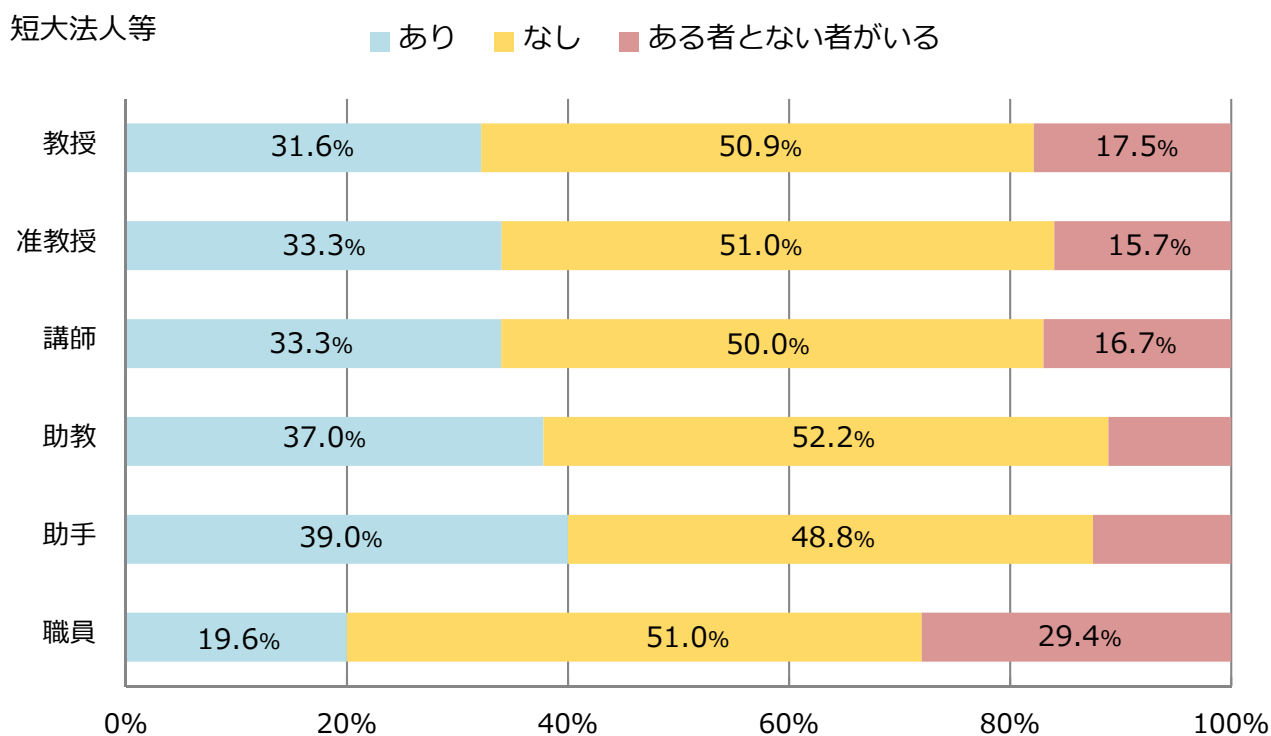
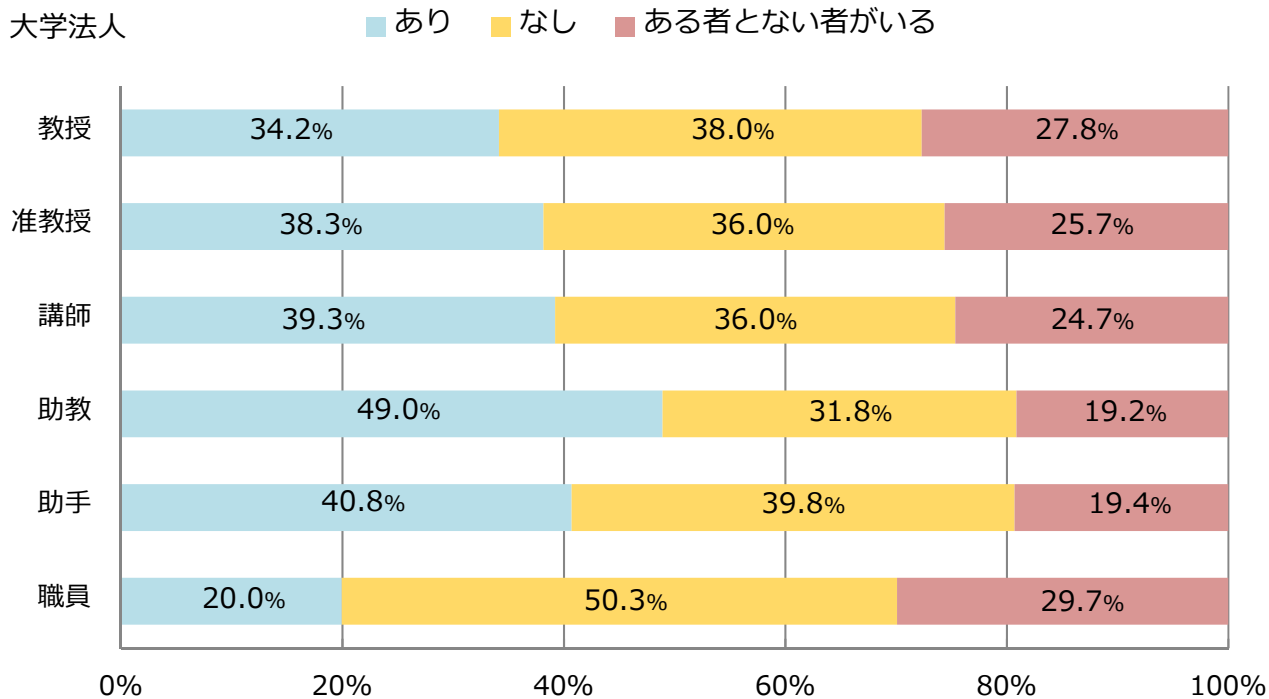


表 Q5(2)F 任期制適用教職員の退職金給付の有無

区分		平成29年度			平成19年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	あり	127 (34.2%)	18 (31.6%)	145 (33.9%)	145 (44.3%)
	なし	141 (38.0%)	29 (50.9%)	170 (39.7%)	93 (28.4%)
	ある者と ない者がいる	103 (27.8%)	10 (17.5%)	113 (26.4%)	89 (27.2%)
	合計	371 (100%)	57 (100%)	428 (100%)	327 (100%)
准教授	あり	137 (38.3%)	17 (33.3%)	154 (37.7%)	150 (50.8%)
	なし	129 (36.0%)	26 (51.0%)	155 (37.9%)	79 (26.8%)
	ある者と ない者がいる	92 (25.7%)	8 (15.7%)	100 (24.4%)	66 (22.4%)
	合計	358 (100%)	51 (100%)	409 (100%)	295 (100%)
講師	あり	140 (39.3%)	18 (33.3%)	158 (38.5%)	141 (45.6%)
	なし	128 (36.0%)	27 (50.0%)	155 (37.8%)	90 (29.1%)
	ある者と ない者がいる	88 (24.7%)	9 (16.7%)	97 (23.7%)	78 (25.2%)
	合計	356 (100%)	54 (100%)	410 (100%)	309 (100%)
助教	あり	179 (49.0%)	17 (37.0%)	196 (47.7%)	152 (58.2%)
	なし	116 (31.8%)	24 (52.2%)	140 (34.1%)	64 (24.5%)
	ある者と ない者がいる	70 (19.2%)	5 (10.9%)	75 (18.2%)	45 (17.2%)
	合計	365 (100%)	46 (100%)	411 (100%)	261 (100%)
助手	あり	116 (40.8%)	16 (39.0%)	132 (40.6%)	143 (55.4%)
	なし	113 (39.8%)	20 (48.8%)	133 (40.9%)	67 (26.0%)
	ある者と ない者がいる	55 (19.4%)	5 (12.2%)	60 (18.5%)	48 (18.6%)
	合計	284 (100%)	41 (100%)	325 (100%)	258 (100%)
職員	あり	66 (20.0%)	10 (19.6%)	76 (19.9%)	86 (32.0%)
	なし	166 (50.3%)	26 (51.0%)	192 (50.4%)	105 (39.0%)
	ある者と ない者がいる	98 (29.7%)	15 (29.4%)	113 (29.7%)	78 (29.0%)
	合計	330 (100%)	51 (100%)	381 (100%)	269 (100%)

## Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、全体では、教職員ともに「1年以上2年未満」の回答が最も多く、教員で430会員（71.7%）、職員で426会員（71.0%）だった。次いで多いのは「1年未満」の回答で、教員で92会員（15.3%）、職員で94会員（15.7%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、「大学法人（医歯）」では、教職員ともに「3年以上4年未満」が最も多かった。

なお、「その他」の回答には、「退職事由により異なる」などの回答があった。

グラフ Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）

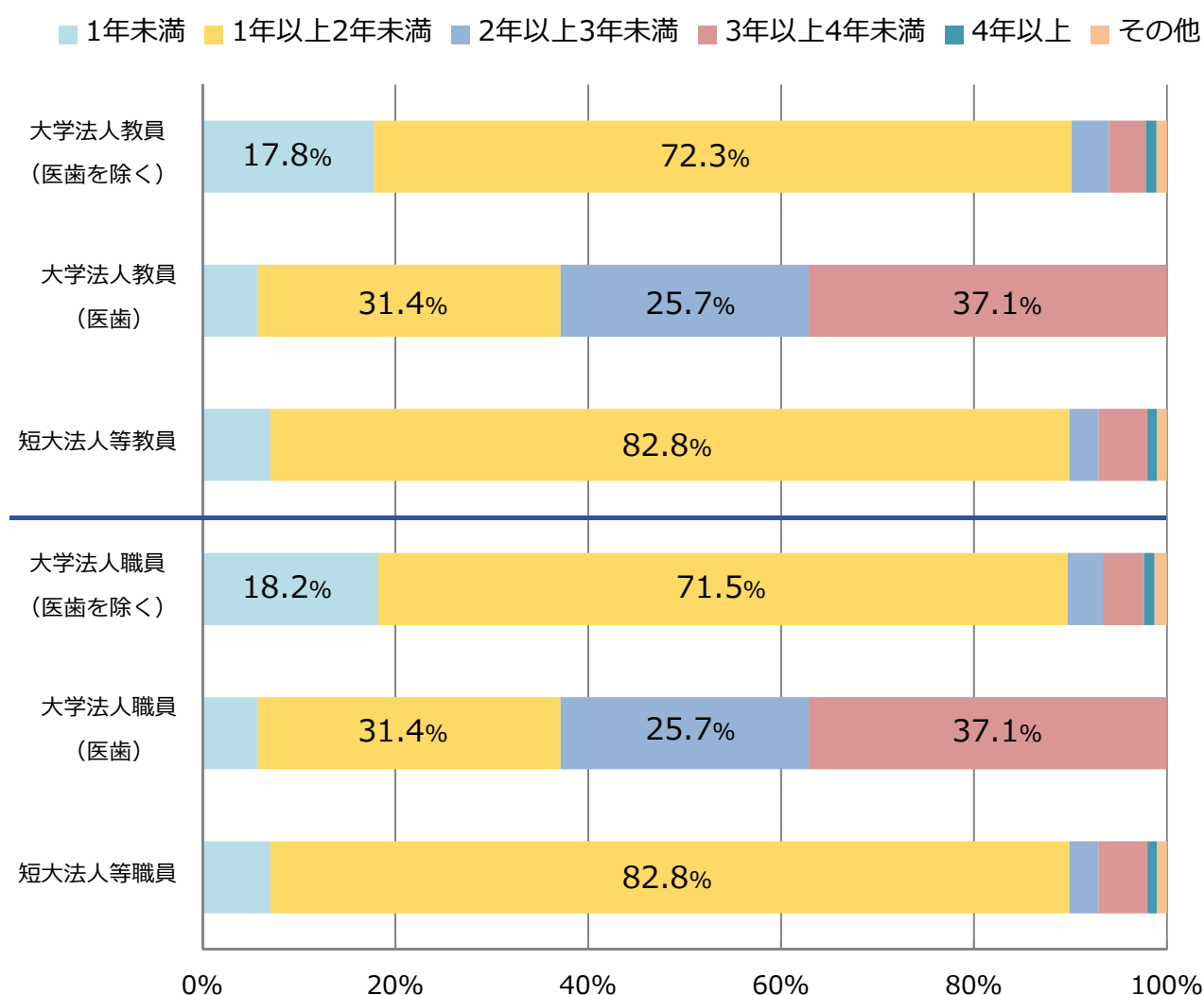


表 Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

教 員

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	83 (17.8%)	2 (5.7%)	7 (7.1%)	92 (15.3%)
1年以上2年未満	337 (72.3%)	11 (31.4%)	82 (82.8%)	430 (71.7%)
2年以上3年未満	18 (3.9%)	9 (25.7%)	3 (3.0%)	30 (5.0%)
3年以上4年未満	18 (3.9%)	13 (37.1%)	5 (5.1%)	36 (6.0%)
4年以上	5 (1.1%)	0 (0%)	1 (1.0%)	6 (1.0%)
その他	5 (1.1%)	0 (0%)	1 (1.0%)	6 (1.0%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

職 員

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	85 (18.2%)	2 (5.7%)	7 (7.1%)	94 (15.7%)
1年以上2年未満	333 (71.5%)	11 (31.4%)	82 (82.8%)	426 (71.0%)
2年以上3年未満	17 (3.6%)	9 (25.7%)	3 (3.0%)	29 (4.8%)
3年以上4年未満	20 (4.3%)	13 (37.1%)	5 (5.1%)	38 (6.3%)
4年以上	5 (1.1%)	0 (0%)	1 (1.0%)	6 (1.0%)
その他	6 (1.3%)	0 (0%)	1 (1.0%)	7 (1.2%)
合 計	466 (100%)	35 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

## Q7 退職金の算定方法

退職金の算定方法は、教職員ともに「退職金算定基礎額×支給率」の回答が最も多く、教員で502会員（83.7%）、職員で492会員（82.0%）だった。

また、「退職金算定基礎額×支給率+特別功労金」及び「退職金算定基礎額×支給率+評価ポイント分」と回答した会員を合わせると、教員で69会員（11.5%）、職員で70会員（11.7%）だった。

なお、「完全にポイント制」と回答した会員は、教員で8会員（1.3%）、職員で16会員（2.7%）だった。

グラフ Q7 退職金の算定方法（会員数の割合）

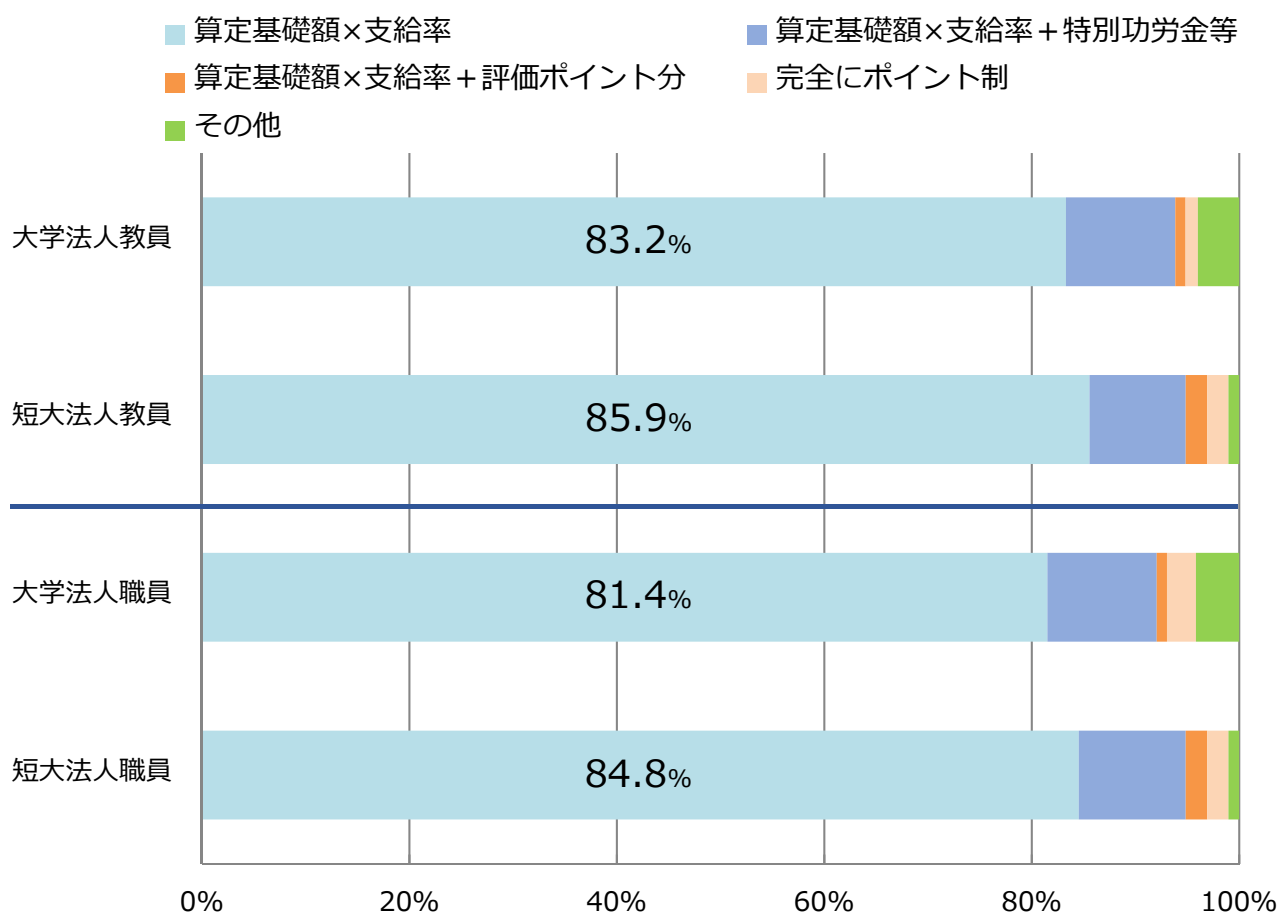




表 Q7 退職金の算定方法

教 員

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	417 (83.2%)	85 (85.9%)	502 (83.7%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	53 (10.6%)	9 (9.1%)	62 (10.3%)
算定基礎額×支給率+評価ポイント分	5 (1.0%)	2 (2.0%)	7 (1.2%)
完全にポイント制	6 (1.2%)	2 (2.0%)	8 (1.3%)
その他	20 (4.0%)	1 (1.0%)	21 (3.5%)
合 計	501 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

職 員

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	408 (81.4%)	84 (84.8%)	492 (82.0%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	53 (10.6%)	10 (10.1%)	63 (10.5%)
算定基礎額×支給率+評価ポイント分	5 (1.0%)	2 (2.0%)	7 (1.2%)
完全にポイント制	14 (2.8%)	2 (2.0%)	16 (2.7%)
その他	21 (4.2%)	1 (1.0%)	22 (3.7%)
合 計	501 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

## Q8 退職金の算定基礎額

退職金算定の基礎としている俸給の月額、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とする会員が最も多く、教員で458会員（77.4%）、職員で445会員（76.2%）だった。次いで多いのが「本俸に諸手当を加える」とする会員で、教員で83会員（14.0%）、職員で84会員（14.4%）だった。

なお、「その他」の回答には、「在職中の最高時の俸給月額」、「退職時に適用されている退職金財団の標準俸給月額」などの回答があった。

（注）Q8においては、「Q7 退職金の算定基礎額」で「④完全にポイント制」と回答した会員を除いている。

グラフ Q8 退職金の算定基礎額（会員数の割合）

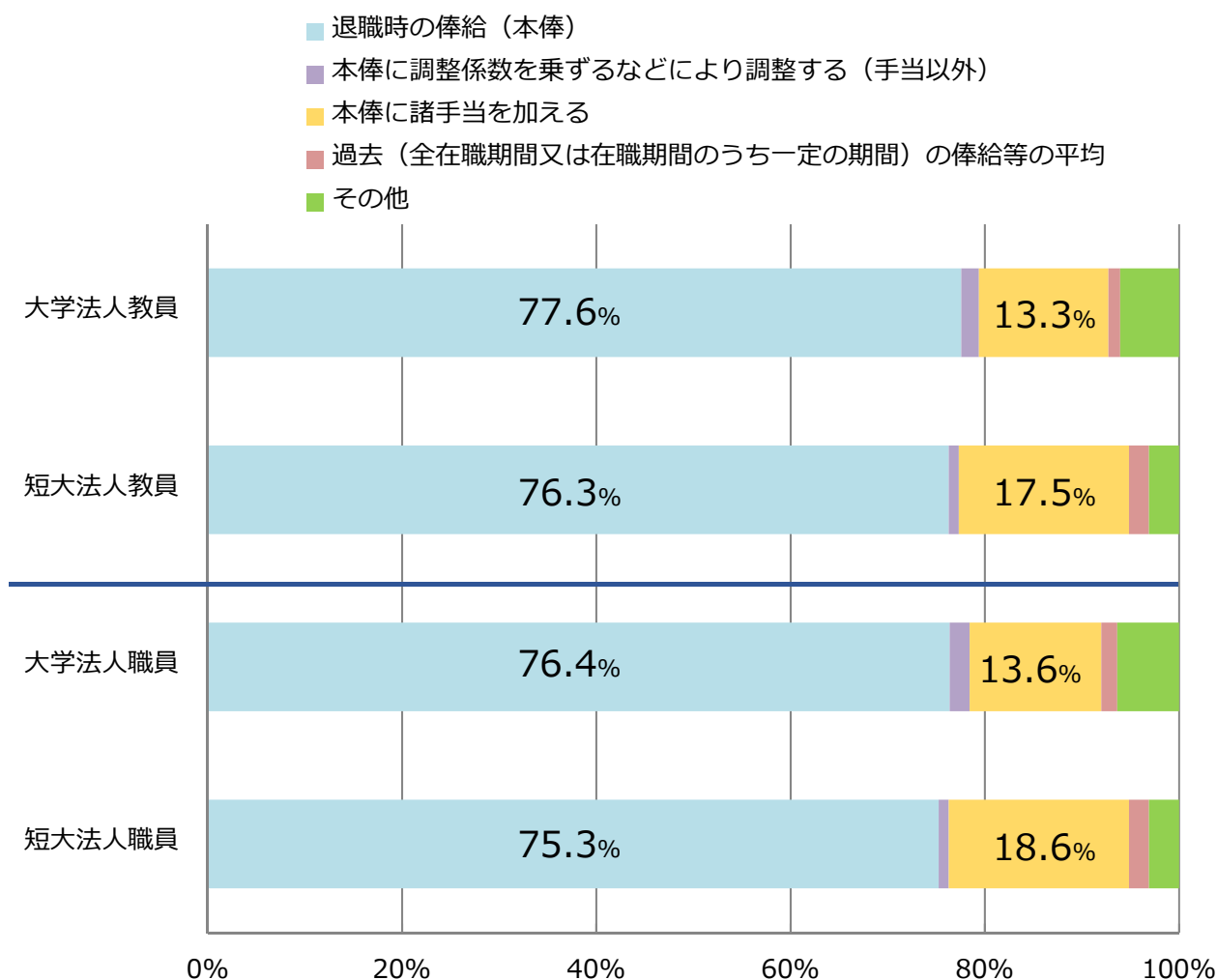


表 Q8 退職金の算定基礎額

教 員

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	384 (77.6%)	74 (76.3%)	458 (77.4%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	9 (1.8%)	1 (1.0%)	10 (1.7%)
本俸に諸手当を加える	66 (13.3%)	17 (17.5%)	83 (14.0%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均	6 (1.2%)	2 (2.1%)	8 (1.4%)
その他	30 (6.1%)	3 (3.1%)	33 (5.6%)
合 計	495 (100%)	97 (100%)	592 (100%)

職 員

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	372 (76.4%)	73 (75.3%)	445 (76.2%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	10 (2.1%)	1 (1.0%)	11 (1.9%)
本俸に諸手当を加える	66 (13.6%)	18 (18.6%)	84 (14.4%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均	8 (1.6%)	2 (2.1%)	10 (1.7%)
その他	31 (6.4%)	3 (3.1%)	34 (5.8%)
合 計	487 (100%)	97 (100%)	584 (100%)

## Q9 退職金の支給率の基準

退職金の計算に使用する支給率は何を基準として定めているかについて、教職員ともに「独自の支給率」とした会員が多く、教員で296会員（50.0%）、職員で292会員（50.0%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、大学法人では「独自の支給率」とする会員が多く、短大法人等では「当財団の基準交付率又は国家公務員の支給率を準用」とする会員が多かった。

なお、「その他」の回答には「過去の国家公務員（又は地方公務員）の支給率を準用」などの回答があった。

（注）Q9においては、「Q7 退職金の算定基礎額」で「④完全にポイント制」と回答した会員を除いている。

グラフ Q9 退職金の支給率の基準（会員数の割合）

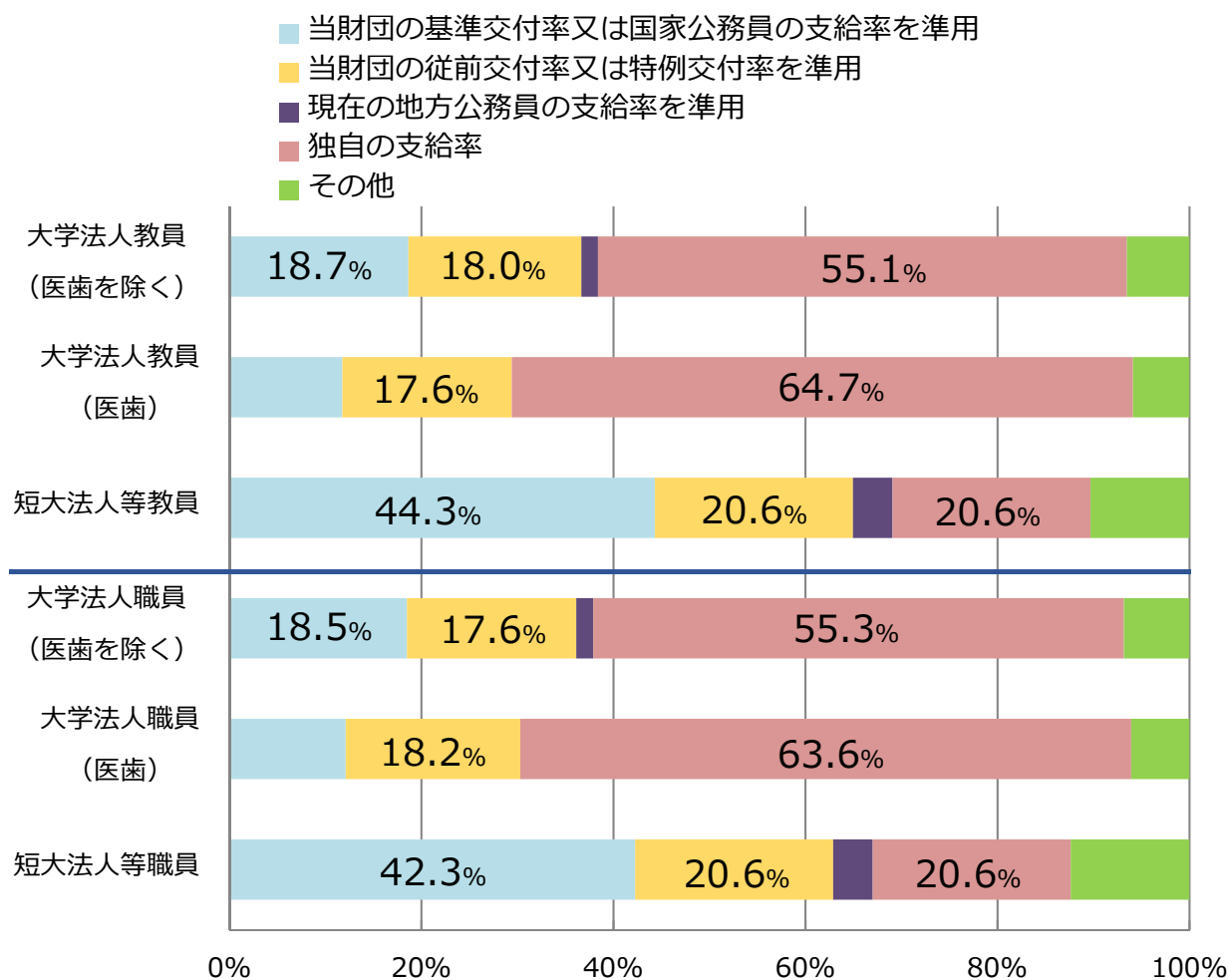


表 Q9 退職金の支給率の基準

教 員

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	86 (18.7%)	4 (11.8%)	43 (44.3%)	133 (22.5%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	83 (18.0%)	6 (17.6%)	20 (20.6%)	109 (18.4%)
現在の地方公務員の支給率を準用	8 (1.7%)	0 (0%)	4 (4.1%)	12 (2.0%)
独自の支給率	254 (55.1%)	22 (64.7%)	20 (20.6%)	296 (50.0%)
その他	30 (6.5%)	2 (5.9%)	10 (10.3%)	42 (7.1%)
合 計	461 (100%)	34 (100%)	97 (100%)	592 (100%)

職 員

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	84 (18.5%)	4 (12.1%)	41 (42.3%)	129 (22.1%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	80 (17.6%)	6 (18.2%)	20 (20.6%)	106 (18.2%)
現在の地方公務員の支給率を準用	8 (1.8%)	0 (0%)	4 (4.1%)	12 (2.1%)
独自の支給率	251 (55.3%)	21 (63.6%)	20 (20.6%)	292 (50.0%)
その他	31 (6.8%)	2 (6.1%)	12 (12.4%)	45 (7.7%)
合 計	454 (100%)	33 (100%)	97 (100%)	584 (100%)

## Q10（1）懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給制限

懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給を制限する（全部又は一部を支給しないこととする）規定の有無について、学校法人種別にかかわらず、「支給制限がある（全部支給しない）」とする会員が多く、大学法人で346会員(69.1%)、短大法人等で66会員(66.7%)だった。

これに「一部支給しない」及び「全部又は一部支給しない」と回答した会員を合わせると、大学法人で485会員(96.8%)、短大法人等で93会員(93.9%)となり、ほとんどの会員が支給制限を設けている。

グラフ Q10(1) 懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給制限（会員数の割合）

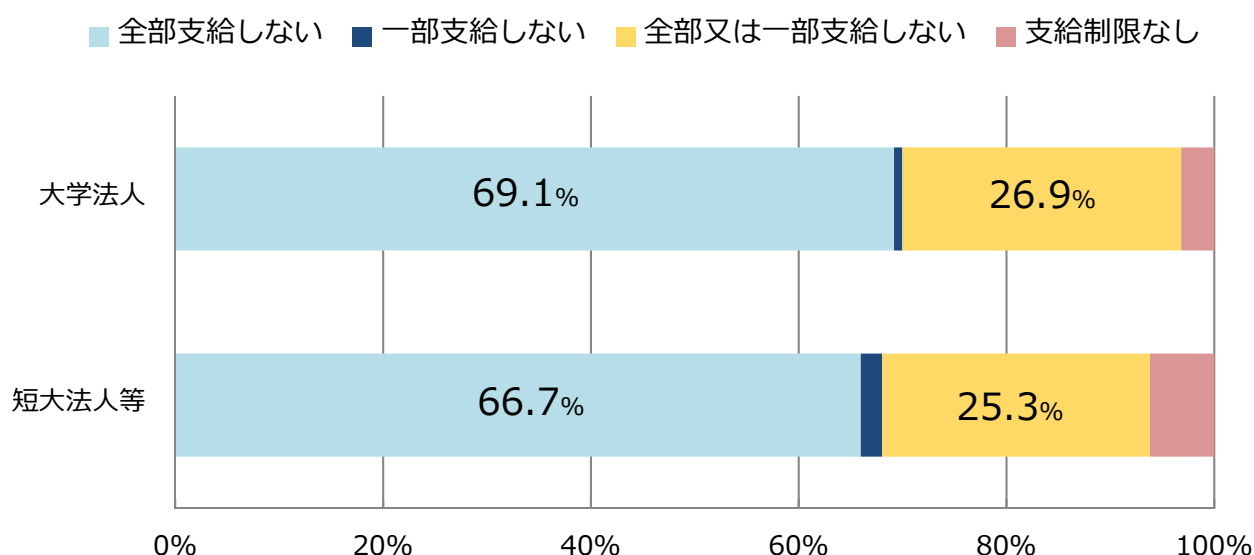


表 Q10(1) 懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給制限

退職金支給制限の有無	大学法人	短大法人等	合計
支給制限がある（全部支給しない）	346 (69.1%)	66 (66.7%)	412 (68.7%)
支給制限がある（一部支給しない）	4 (0.8%)	2 (2.0%)	6 (1.0%)
支給制限がある（全部又は一部支給しない）	135 (26.9%)	25 (25.3%)	160 (26.7%)
支給制限はない	16 (3.2%)	6 (6.1%)	22 (3.7%)
合計	501 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

## Q10（2）支給済の退職金を返還請求できる規定の有無

Q10（1）で「支給制限がある」と回答した会員のうち、退職金を支給した退職者について、在職中に懲戒解雇とすべき事由があったことが退職後に発覚した場合に、支給済の退職金の全部又は一部を返還請求できる規定が「ある」とした会員は、大学法人で128会員（26.4%）、短大法人等で27会員（29.0%）だった。

グラフ Q10(2) 支給済の退職金を返還請求できる規定の有無（会員数の割合）

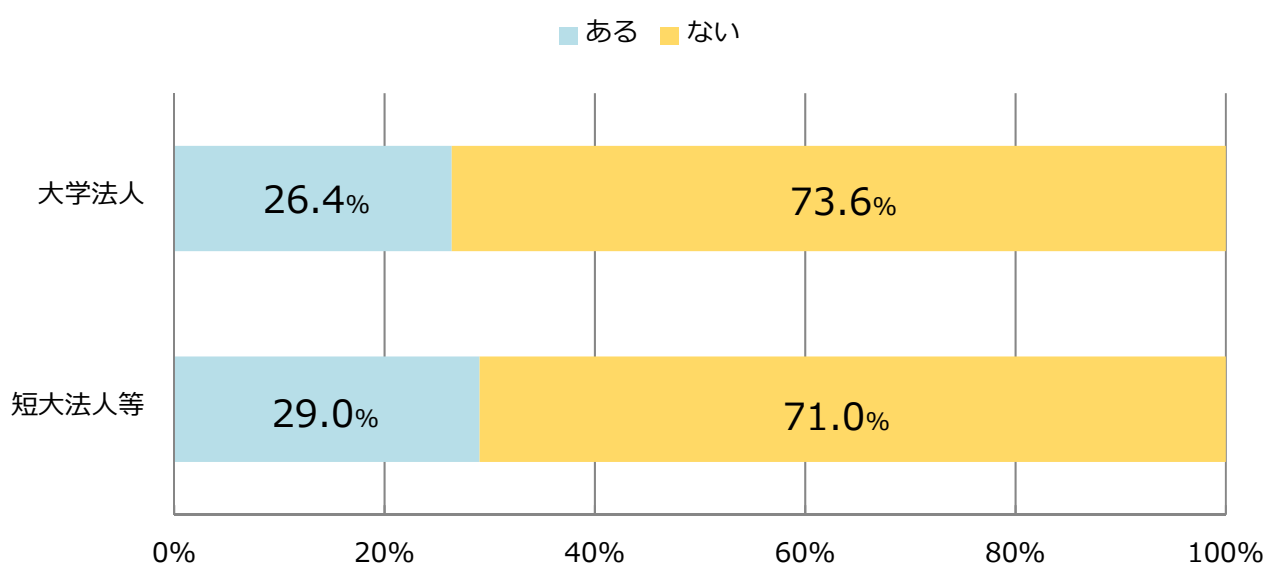


表 Q10(2) 支給済の退職金を返還請求できる規定の有無

支給済の退職金の返還請求規定の有無	大学法人	短大法人等	合計
返還請求規定がある	128 (26.4%)	27 (29.0%)	155 (26.8%)
返還請求規定がない	357 (73.6%)	66 (71.0%)	423 (73.2%)
合計	485 (100%)	93 (100%)	578 (100%)

## Q11 賃金（俸給月額）水準

賃金（俸給月額）水準は、教職員ともに、大学法人では「概ね国家公務員と同じ」とする会員が多く、短大法人等では「概ね国家公務員より低い」とする会員が多かった。

入学定員規模別に見ると、500人未満の維持会員では「概ね国家公務員と同じ」又は「概ね国家公務員より低い」の回答が多いが、500人以上800人未満では「概ね国家公務員と同じ」とする会員の割合が多くなり、さらに規模が大きくなるにしたがい「概ね国家公務員より高い」の回答が多くなる傾向にあった。

グラフ Q11-1 教職員の賃金（俸給月額）水準（会員数の割合）

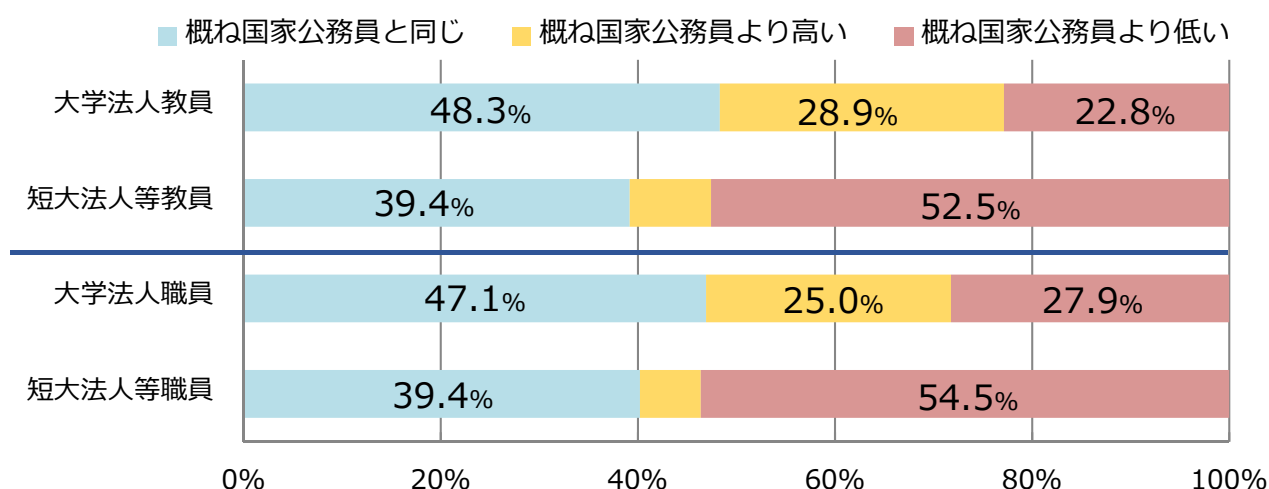


表 Q11 教職員の賃金（俸給月額）水準

### 教 員

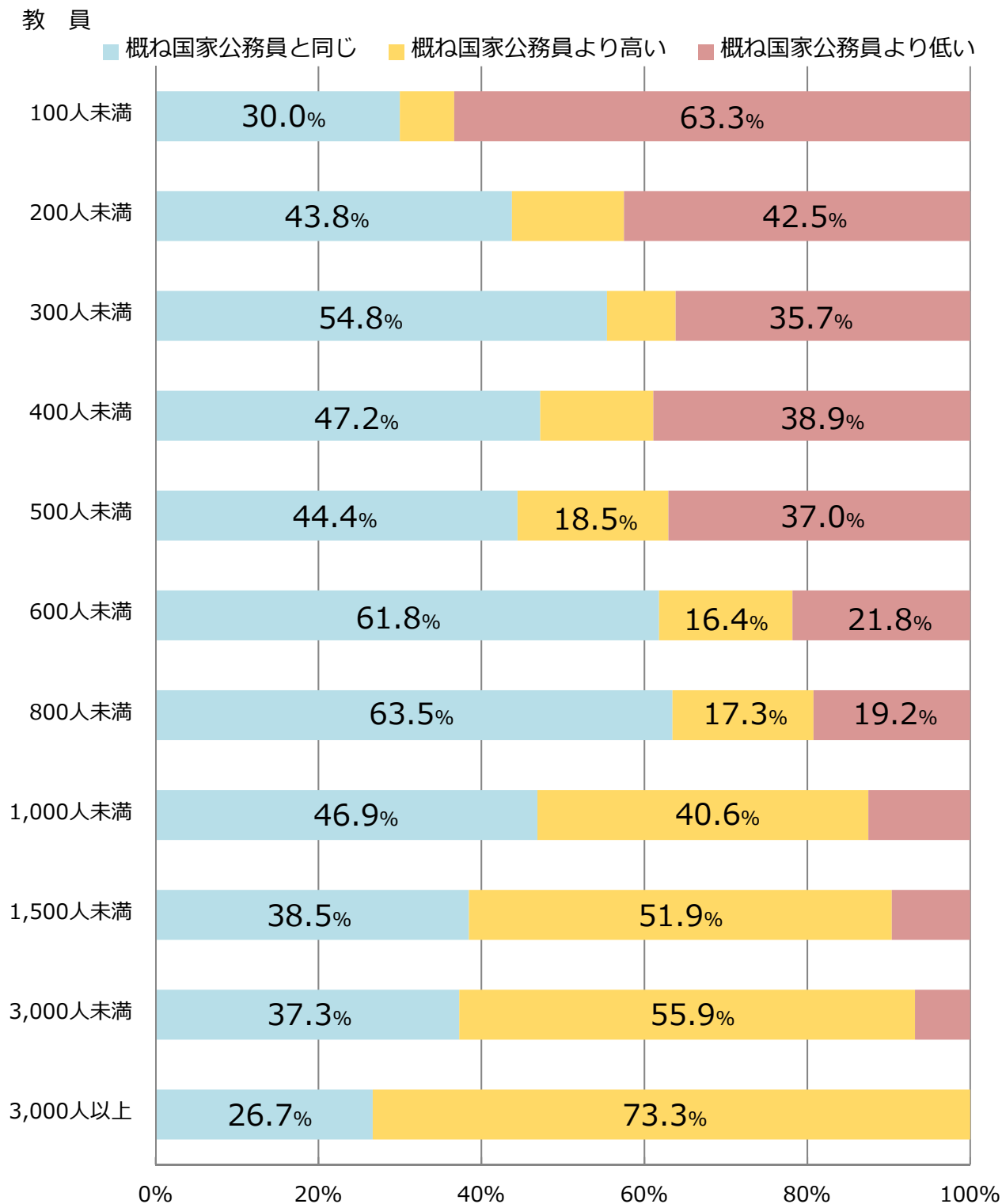
賃金水準	大学法人	短大法人等	合 計
概ね国家公務員と同じ	242 (48.3%)	39 (39.4%)	281 (46.8%)
概ね国家公務員より高い	145 (28.9%)	8 (8.1%)	153 (25.5%)
概ね国家公務員より低い	114 (22.8%)	52 (52.5%)	166 (27.7%)
合 計	501 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

### 職 員

賃金水準	大学法人	短大法人等	合 計
概ね国家公務員と同じ	236 (47.1%)	39 (39.4%)	275 (45.8%)
概ね国家公務員より高い	125 (25.0%)	6 (6.1%)	131 (21.8%)
概ね国家公務員より低い	140 (27.9%)	54 (54.5%)	194 (32.3%)
合 計	501 (100%)	99 (100%)	600 (100%)



グラフ Q11-2 入学定員規模別教員の賃金（俸給月額）水準（会員数の割合）



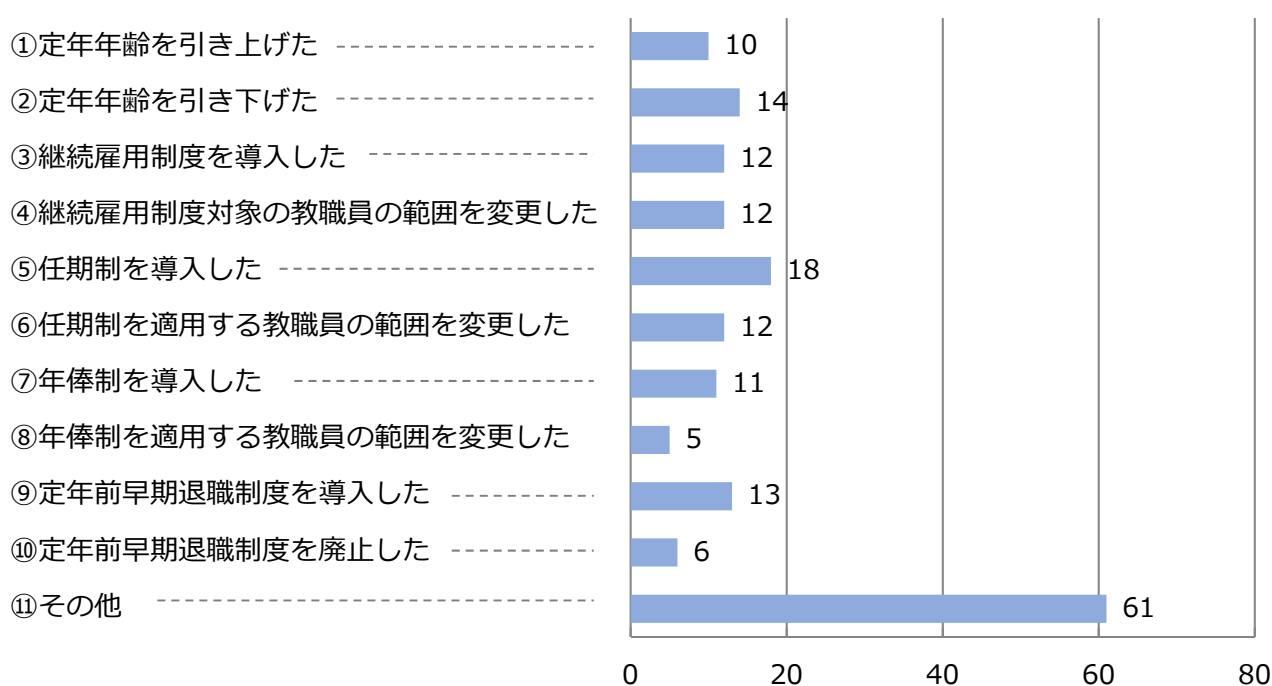
(注) 割合は教職員ともにほぼ同様であるため、教員のみグラフを掲載している。

## Q12 人事制度・退職金制度の改正

平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間において、人事制度について「改正・変更等を行った」とした会員は 151 会員（25.2%）だった。

改正・変更の内容としては、「その他」を除き、「任期制を導入した」の回答が最も多く、次いで「定年年齢を引き下げた」、「定年前早期退職制度を導入した」となっている。

グラフ Q12-1 人事制度の改正（回答数、複数回答あり）



### 「その他」の内容内訳（回答数）

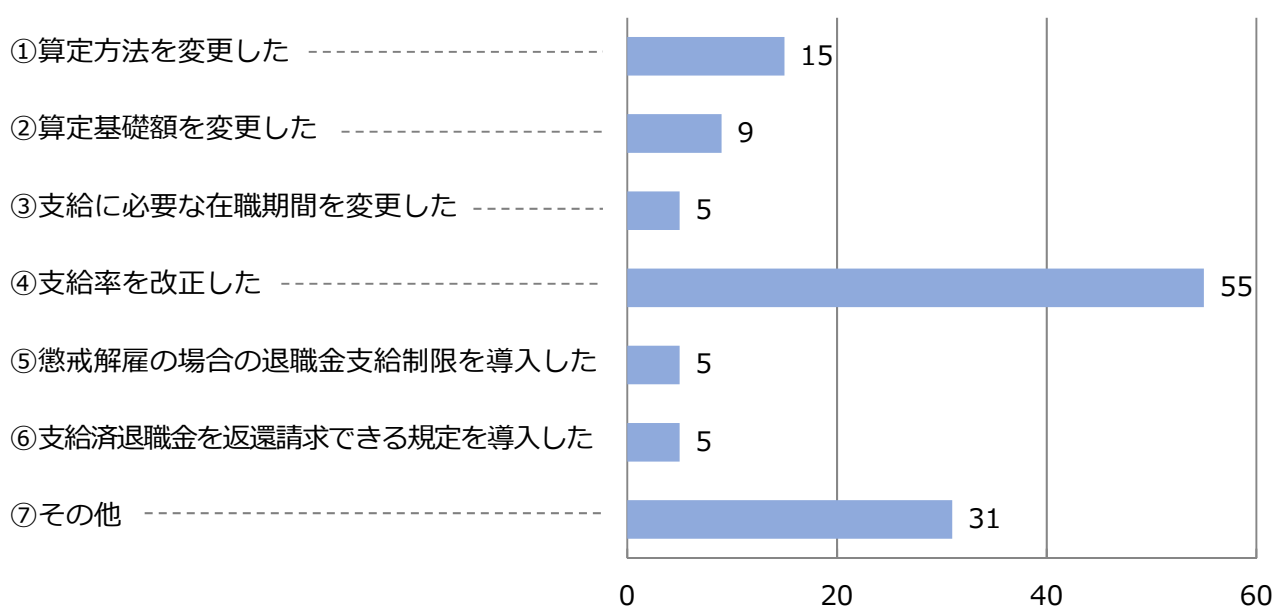
- ・ 任期制又は雇用期間に関するもの（28）
- ・ 継続雇用に関するもの（11）
- ・ 定年に関するもの（9）
- ・ 定年前早期退職制度に関するもの（6）
- ・ その他（字句の修正や文言の整備等）（8）

（注）「その他」の回答中、複数の改正内容があるものについては、内容内訳においてそれぞれ集計しているため、グラフの「⑪その他」の回答数と内容内訳の合計数は一致しない。

平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間において、退職金制度について「改正・変更等を行った」とした会員は、104 会員（17.3%）だった。

改正・変更の内容としては、「支給率を改正した」の回答が最も多く、次いで「算定方法を変更した」の回答が多かった。

グラフ Q12-2 退職金制度の改正（回答数、複数回答あり）



「その他」の内容内訳（回答数）

- ・支給率又は支給額に関するもの（7）
- ・算定方法に関するもの（4）
- ・支給対象者又は遺族に係る支給順位に関するもの（4）
- ・懲戒処分を受けた教職員の取扱いに関するもの（2）
- ・支給時期又は支給方法に関するもの（2）
- ・退職金規程の改正方法に関するもの（1）
- ・その他（字句の修正や文言の整備等）（12）

（注）「その他」の回答中、複数の改正内容があるものについては、内容内訳においてそれぞれ集計しているため、グラフの「⑦その他」の回答数と内容内訳の合計数は一致しない。

以上



( 参 考 )

平成 29 年度 退職金等に関する実態調査

調 査 票

公益財団法人私立大学退職金財団

平成 29 年度 退職金等に関する実態調査票

全ての設問にご回答ください。回答期限は7月7日（金）です。

調査は、当財団 Web サイトからご回答ください。 Web サイトをご利用いただけない場合は、本調査票に回答を直接ご記入いただき、当財団へ送付してください。

<調査票への記入方法>

- ・ 選択肢がある設問は、回答欄に番号を記入してください。
- ・ **記述** マークの部分は、回答内容を表の中にご記入ください。
- ・ 「その他」と回答した場合には、「その他記載欄」に内容をご記入ください。

維持会員基本事項（全ての項目に必ずご記入ください）

会 員 番 号	.....	維 持 会 員 名	
所 属 部 課 名		回 答 記 入 者 氏 名	
チェック欄	学校法人種別（該当するいずれかの項目のチェック欄に丸をつけてください）		
	1. 大学、大学院大学を設置している（医学部、歯学部を設置していない）		
	2. 大学、大学院大学を設置している（医学部、歯学部を設置している）		
	3. 短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を設置していない）		

注) 大学、大学院大学を設置しており、併せて短期大学、高等専門学校を設置している維持会員は、1 又は 2 としてください。

— 調査は次のページから —

- Q 1 大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（平成 29 年 5 月 1 日現在、高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

記 述		
区 分	退職金を支給する人数	当財団へ登録している人数
教 員	人	人
職 員	人	人

- Q 2 平成 28 年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額をお答えください。  
 なお、金額は貸借対照表に記載の金額をご記入ください。

記 述	
退職給与引当金	退職給与引当特定資産
円	円

- Q 3 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。  
 定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。  
 また、定年制がない、又は定年制を適用する教職員がいない場合には、「0歳」と記入してください。

記 述	
区 分	定年年齢
教 員	歳
職 員	歳

Q4 (1) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、制度を設けている場合、平成29年5月1日現在、継続雇用制度を適用されている人数は何名ですか。教職員別にお答えください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	人数 (①、②の場合)	その他記載欄
教員		人	
職員		人	

⇒ ①の場合は(2)へ、それ以外はQ5へ進んでください。

(2) 継続雇用制度の適用者に対する退職金は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間による支給率を適用し、退職金を支給する
- ② 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間による支給率」を適用し、退職金を別途支給する
- ③ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途支給する
- ④ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、役割や勤務成績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金を別途支給する
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	その他記載欄
教員		
職員		

Q5 (1) 教職員の任期制を導入していますか。教職員別にお答えください。なお「任期制」とは、一定の任期を設定して雇用契約を締結する制度（嘱託を含む。）とします。

- ① 導入している
- ② 導入していない

区分	回答番号
教員	
職員	

⇒ ①の場合は(2)へ、②の場合は(3)へ進んでください。



(2) 職名別（教授、准教授、講師、助教、助手、職員）に、次の（A）から（F）までそれぞれお答えください。

(A) 任期制の適用範囲（制度として）

⇒ ①、②の場合は(B)から(F)までお答えください。③の場合はQ6へ進んでください。

- ① 全部                      ② 一部                      ③ 適用なし

(B) 任期の期間

- ① 1年              ② 2年              ③ 3年              ④ 4年              ⑤ 5年  
⑥ 5年以上        ⑦ 複数設定

(C) 任期更新制度の有無

- ① あり              ② なし              ③ ある者となない者がいる

(D) 更新分を含めた任期制雇用最長期間

- ① 5年以内              ② 5年を超えて10年以内              ③ 10年を超える

(E) 任期制を適用されている教職員の給与形態

- ① 他の教職員と同じ給与制度を適用  
② 年俸  
③ 任期制教職員独自に設定した給与制度を適用  
④ 個人ごとに①から③のいずれかを適用

(F) 退職金給付の有無

- ① あり              ② なし              ③ ある者となない者がいる

区分	回答番号					
設問 職名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
教授						
准教授						
講師						
助教						
助手						
職員						

(3) 任期制の導入について、今後の予定又は現在の検討状況を教職員別にお答えください。

- ① 今後導入を予定している
- ② 導入を検討している
- ③ 導入を検討していない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間を教職員別にお答えください。

- ① 1年未満                      ② 1年以上2年未満              ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満          ⑤ 4年以上                      ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 7 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率
- ② 退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等 (注1)
- ③ 退職金算定基礎額×支給率+評価ポイント分
- ④ 完全にポイント制 (注2)
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

(注1)「評価ポイント分」とは、役職別の貢献度を勘案した職責ポイント等を額に換算したもの。

(注2)「完全にポイント制」とは、役職別の貢献度や勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間毎に付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

⇒ ④の場合はQ10へ進んでください。

Q 8 退職金算定の基礎としている俸給の月額(当財団に届け出る俸給月額)を教職員別にお答えください。

- ① 退職時の俸給(本俸)
- ② 本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する(手当以外)
- ③ 本俸に諸手当を加える
- ④ 過去(全在職期間又は在職期間のうち一定の期間)の俸給等の平均
- ⑤ その他(その他記載欄にご記入ください)

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 9 退職金の支給率は何を基準として定めていますか。教職員別にお答えください。

- ① 当財団の基準交付率又は現在の国家公務員の支給率を準用
- ② 当財団の従前交付率又は特例交付率を準用
- ③ 現在の地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ その他(その他記載欄にご記入ください)

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q10(1) 懲戒解雇とされた教職員に対する退職金の支給を制限する(全部又は一部を支給しないこととする)規定の有無についてお答えください。

- ① 支給制限がある(全部支給しない)
- ② 支給制限がある(一部支給しない)
- ③ 支給制限がある(全部又は一部支給しない)
- ④ 支給制限はない

回答番号

⇒ ①、②、③のいずれかに回答の場合は(2)へ、④に回答の場合はQ11へ進んでください。

(2) 退職金を支給した退職者について、在職中に懲戒解雇とすべき事由があったことが退職後に発覚した場合に、支給済の退職金の全部又は一部を返還請求できることとする規定の有無をお答えください。

- ① ある
- ② ない

回答番号

Q11 教職員の賃金(俸給月額)水準を教職員別にお答えください。

なお、教員は給与法の教育職俸給表(一)と、職員は給与法の行政職俸給表(一)と、それぞれ比較してください。

- ① 概ね国家公務員と同じ
- ② 概ね国家公務員より高い
- ③ 概ね国家公務員より低い

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

Q12 (1) 平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間に

(ア) 定年、定年後の継続雇用制度、任期制、年俸制、定年前早期退職制度

(イ) 退職金制度

について、何らかの改正・変更等を行いましたか。

なお、適用が平成 29 年度からのものも含めてください。

- ① 改正・変更等を行った
- ② 改正・変更等を行っていない

回答番号

⇒ ①に回答の場合は、(2)へ進んでください。  
②に回答の場合は、調査はこれで終わりです。

(2) 改正・変更等の内容について、以下より該当するものをお答えください。(複数回答可)

(ア) 定年、定年後の継続雇用制度、任期制、年俸制、定年前早期退職制度について

- ① 定年年齢を引き上げた
- ② 定年年齢を引き下げた
- ③ 継続雇用制度を導入した
- ④ 継続雇用制度の対象となる教職員の範囲を変更した
- ⑤ 任期制を導入した
- ⑥ 任期制を適用する教職員の範囲を変更した
- ⑦ 年俸制を導入した
- ⑧ 年俸制を適用する教職員の範囲を変更した
- ⑨ 定年前早期退職制度を導入した
- ⑩ 定年前早期退職制度を廃止した
- ⑪ その他、上記以外の改正・変更等(改正・変更等の内容をご記入ください)

回答番号	
その他 記載欄	

(イ) 退職金制度について

- ① 算定方法を変更した
- ② 算定の基礎額を変更した
- ③ 支給に必要な在職期間を変更した
- ④ 支給率を改正した
- ⑤ 懲戒解雇された教職員に対する退職金の支給制限を導入した
- ⑥ 退職後に、在職中の懲戒解雇とすべき事由が発覚した場合の退職金の返還請求制度を導入した
- ⑦ その他、上記以外の改正・変更等(改正・変更等の内容をご記入ください)

回答番号	
その他 記載欄	

— 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。 —





平成 29 年度 退職金等に関する実態調査報告書

平成 29 (2017) 年 10 月 31 日

発 行：公益財団法人 私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361 (代表)

FAX：03 - 3234 - 3365

<http://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用